

一 金融先物取引法施行規則（平成元年大蔵省令第十八号）

改正案

現行

（一般顧客から除かれる者）

第一条 金融先物取引法（以下「法」という。）第二条第十一項第二号イに規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

（新設）

一 金融先物取引業者

二 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第四条第一項各号（第二十二号を除く。）に掲げる者

三 外国の法令上前二号に掲げる者に相当する者

四 外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で資本の額が次項に定める金額相当以上の金額の者

五 前各号に掲げる者のほか、金融庁長官が指定する者

2 法第二条第十一項第二号ロに規定する内閣府令で定める金額は、三千万円とする。

3 第二項第四号の資本の額を本邦通貨に換算する場合には、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場によるものとする。

（免許申請書）

（免許申請書）

第一条の二 法第三条の免許を受けようとする者は、法第四条第一項の免許申請書に同条第二項に規定する書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 役員の履歴書、住民票の抄本及びその者が法第五条第二項第二号イからニまでの規定に該当しないことを誓約する書面

四・五 (略)

六 法百三十五条第二項の規定により損失を負担する会員等（法第五条第一項第四号に規定する会員等をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在の場所を記載した書面並びに当該会員等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書又はこれらに代わる書面（ただし、当該会員等が免許の申請の日を含む事業年度に設立された法人である場合は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三十三条第二項の規定により成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）

3 (略)

第一条の三 (略)

第一条 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号。以下「法」という。）第三条の免許を受けようとする者は、法第四条第一項の免許申請書に同条第二項に規定する書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 法第四条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 役員の履歴書、住民票の抄本及びその者が法第十九条第五号イからリまでの規定に該当しないことを誓約する書面

四・五 (略)

六 法第九十条の二十一第二項の規定により損失を負担する会員等（法第五条第一項第四号に規定する会員等をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在の場所を記載した書面並びに当該会員等の最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書又はこれらに代わる書面（ただし、当該会員等が免許の申請の日を含む事業年度に設立された法人である場合は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三十三条第二項の規定により成立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面）

3 (略)

第一条の二 (略)

第二条 (略)

(削る)

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第二条の六 法第三十四条の二十第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一〇あたりの

第一条の三 (略)

(欠格事由の審査の対象となる使用人等)

第二条 金融先物取引法施行令(平成元年政令第五十三号。以下「令」という。)第二条に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であることを問わず、当該会員等になろうとする者が行う取引所金融先物取引に関するある種類の事項(取引所金融先物取引を公正かつ円滑にすることを妨げるおそれのないものを除く。)の委任を受けた者とする。

2 令第三条において準用する令第二条に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であることを問わず、当該許可を受けようとする者の金融先物取引業に関するある種類の事項(委託者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けた者とする。

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第二条の六 法第三十四条の二十第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一〇あたりの

拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が商法第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項(第一号を除く。)の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券会社をいう。以下同じ。)又は外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。)に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権(法第三十四條の二十第五項第一号の規定により、当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

四・五 (略)

(取得等の制限の適用除外)

第二条の七 法第三十四條の二十第二項、第三十四條の二十八第二項、第三十四條の三十四第二項、第三十四條の三十七第二項及び第三十四條の四十第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する会社の対象議決権(法第三十四條の二十第一項に規定する対象議決権をいう。第十六條を除き、以下同じ。)の数に増加がない場合

二 (略)

拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が商法第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項(第一号を除く。)の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権(法第三十四條の二十第五項第一号の規定により、当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

四・五 (略)

(取得等の制限の適用除外)

第二条の七 法第三十四條の二十第二項、第三十四條の二十八第二項、第三十四條の三十四第二項、第三十四條の三十七第二項及び第三十四條の四十第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する会社の対象議決権(法第三十四條の二十第一項に規定する対象議決権をいう。以下同じ。)の数に増加がない場合

二 (略)

三 証券業を営む者が業務として会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合（証券取引法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。）

四 (略)

(金融先物取引所持株式会社の子会社の認可申請)

第二条の七の十三 第二条の規定は、法第三十四条の四十六ただし書の規定による金融先物取引所持株式会社の子会社の認可申請について準用する。

(合併認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第三条の二 第一条の三の規定は、法第三十四条の二十三第四項に規定する電磁的記録について準用する。

(取引証拠金の預託を受けない取引)

第五条 法第三十七条第一項に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める場合のものとする。

一 取引所金融先物取引（法第二条第二項第三号に掲げる取引（以下「金融オプション取引」という。）を除く。以下この号において同じ。） 先物銘柄（取引所金融先物取引において取引されるもののうち取引対象通貨等（法第三十六条第三号に規定する取引

三 証券業を営む者が業務として会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、又は保有する場合を除く。）

四 (略)

(金融先物取引所持株式会社の子会社の認可申請)

第二条の七の十三 第一条の三の規定は、法第三十四条の四十六ただし書の規定による金融先物取引所持株式会社の子会社の認可申請について準用する。

(合併認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第三条の二 法第三十四条の二十三第四項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、第一条の二に掲げる電磁的記録とする。

(取引証拠金の預託を受けない取引)

第五条 法第三十七条第一項に規定する内閣総理大臣の定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定める場合のものとする。

一 取引所金融先物取引（法第二条第四項第三号に掲げる取引（以下「金融オプション取引」という。）を除く。以下この号において同じ。） 先物銘柄（取引所金融先物取引において取引されるもののうち取引対象通貨等（法第三十六条第三号に規定する取引

対象通貨等をいう。以下同じ。)及び期限を同一とするもの。以下同じ。)ごとに、買建玉(決済を結了していない買付け(法第二条第二項第二号に規定する取引にあつては、現実数値(将来の一定の時期における現実の金融指標(同条第九項に規定する金融指標で、金融先物取引所の定めるものをいう。次号及び第二十九条において同じ。)の数値をいう。以下同じ。)が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場となる取引をいう。以下同じ。)の約定に係る数量をいう。以下同じ。)と売建玉(決済を結了していない売付け(法第二条第二項第二号に規定する取引にあつては、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場となる取引をいう。以下同じ。)の約定に係る数量をいう。以下同じ。)が同量である場合

二 金融オプション取引 オプション銘柄(金融オプション取引において取引されるものうち、取引対象通貨等、期限、オプションの種類(金融オプションの行使をした者が当該行使により成立する取引において売主(法第二条第二項第三号に規定する取引にあつては、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者をいう。)としての地位を取得するか買主(同号に規定する取引にあつては、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者をいう。)としての地位を取得するか)の別をいう。以下同じ。)及び権利行使価格(当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格又は金融指標をいう。以下同じ。)を同一とするものをいう。以下同じ。)ごとに、売建玉と買建

対象通貨等をいう。以下同じ。)及び期限を同一とするもの。以下同じ。)ごとに、買建玉(決済を結了していない買付け(法第二条第四項第二号に規定する取引にあつては、現実数値(将来の一定の時期における現実の金融指標(同条第三項に規定する金融指標で、金融先物取引所の定めるものをいう。次号及び第二十九条において同じ。)の数値をいう。以下同じ。)が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場となる取引をいう。以下同じ。)の約定に係る数量をいう。以下同じ。)と売建玉(決済を結了していない売付け(法第二条第四項第二号に規定する取引にあつては、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場となる取引をいう。以下同じ。)の約定に係る数量をいう。以下同じ。)が同量である場合

二 金融オプション取引 取引オプション銘柄(金融オプション取引において取引されるものうち、取引対象通貨等、期限、オプションの種類(金融オプションの行使をした者が当該行使により成立する取引において売主(法第二条第四項第三号に規定する取引にあつては、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者をいう。)としての地位を取得するか買主(法第二条第四項第三号に規定する取引にあつては、現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者をいう。)としての地位を取得するか)の別をいう。以下同じ。)及び権利行使価格(当事者の一方の意思表示により成立する取引に係る価格又は金融指標をいう。以下同じ。)を同一とするものをいう。以下同じ。)ごと

玉が同量である場合又は買建玉が売建玉を上回る場合

(役員等に係る変更届出書の添付書類)

第七条の三 金融先物取引所は、法第五十一条の二第二項の規定により法第四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更について届出をしようとする場合において、当該届出が新たに就任した役員又は新たに会員等となった者に係るものであるときは、当該役員に係るものにあつては第一条の二第二項第三号に掲げる書類を、当該会員等に係るものにあつては同項第六号又は第七号に掲げる書類を、それぞれ当該届出書に添付しなければならない。

(認可申請書のその他の記載事項)

第七条の六 法第五十五条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 海外金融先物市場(法第二条第三項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。)を開設した年月日
- 二 外国金融先物取引所参加者(法第五十五条の四第一項第六号に規定する外国金融先物取引所参加者をいう。以下同じ。)が外国金融先物取引所入出力装置(法第五十五条の二第一項に規定する外国金融先物取引所入出力装置をいう。)を設置する営業所又は事務所(外国の法令に準拠して設立された法人(以下「外国法人」という。)にあつては、国内に設けられた営業所又は事務所と

に、売建玉と買建玉が同量である場合又は買建玉が売建玉を上回る場合

(役員等に係る変更届出書の添付書類)

第七条の三 金融先物取引所は、法第五十一条の二第二項の規定により法第四条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更について届出をしようとする場合において、当該届出が新たに就任した役員又は新たに会員等となった者に係るものであるときは、当該役員に係るものにあつては第一条第一項第三号に掲げる書類を、当該会員等に係るものにあつては同項第六号又は第七号に掲げる書類を、それぞれ当該届出書に添付しなければならない。

(認可申請書のその他の記載事項)

第七条の六 法第五十五条の四第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 海外金融先物市場(法第二条第十一項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。)を開設した年月日
- 二 外国金融先物取引所参加者(法第五十五条の四第一項第六号に規定する外国金融先物取引所参加者をいう。以下同じ。)が外国金融先物取引所入出力装置(法第五十五条の二第一項に規定する外国金融先物取引所入出力装置をいう。)を設置する営業所又は事務所(外国法人にあつては、国内に設けられた営業所又は事務所とする。)及び部署の名称

する。)及び部署の名称

三・四 (略)

(認可申請書の添付書類)

第七条の七 (略)

2 法第五十五条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 外国金融先物取引所参加者に外国市場取引を行わせる海外金融先物市場を開設してから令第八條第一項に定める期間以上を経過していること、又は同条第二項に定める場合に該当することを証する書面

六～九 (略)

(分割又は営業の譲渡)

第七条の八 令第八條第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、分割により承継される業務自体で海外金融先物市場を開設する業務を行うことができると認められる場合とする。

2 令第八條第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、譲渡される業務自体で海外金融先物市場を開設する業務を行うことができるものと認められる場合とする。

3 令第八條第二項第四号に規定する内閣府令で定める者は、認可申請者の総株主の議決権(法第三十四条の二十第一項に規定する総株

三・四 (略)

(認可申請書の添付書類)

第七条の七 (略)

2 法第五十五条の四第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一～四 (略)

五 外国金融先物取引所参加者に外国市場取引を行わせる海外金融先物市場を開設してから令第二條の五第一項に定める期間以上を経過していること、又は同条第二項に定める場合に該当することを証する書面

六～九 (略)

(分割又は営業の譲渡)

第七条の八 令第二條の五第二項第二号に規定する内閣府令で定める場合は、分割により承継される業務自体で海外金融先物市場を開設する業務を行うことができると認められる場合とする。

2 令第二條の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、譲渡される業務自体で海外金融先物市場を開設する業務を行うことができるものと認められる場合とする。

3 令第二條の五第二項第四号に規定する内閣府令で定める者は、認可申請者の総株主の議決権(法第三十四条の二十第一項に規定する

主の議決権をいう。)の全部を保有している者とする。

(登録の申請)

第八条 法第五十六条の登録を受けようとする者は、別紙様式第二号により作成した法第五十七条第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、その者の主たる営業所又は事務所(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所)の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

(営業所等の定義)

第九条 法第五十七条第一項第四号に規定する営業所又は事務所(以下「営業所等」という。)とは、金融先物取引業者が金融先物取引業の全部又は一部を継続して行う施設又は設備をいう。

(登録申請書のその他の記載事項)

第十条 法第五十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 加入する金融先物取引業協会の名称
- 二 加入する金融先物取引所の名称又は商号

(登録申請書の添付書類)

第十一条 法第五十七条第二項第二号に規定する内閣府令で定める書

総株主の議決権をいう。)の全部を保有している者とする。

(許可の申請)

第八条 法第五十六条の規定による金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。)の許可を受けようとする者は、別紙様式第一号の四により作成した法第五十八条第一項の許可申請書に、当該許可申請書の写し二通及び同条第二項の規定による書類一部を添付して、金融庁長官等に提出しなければならない。

(営業所等の定義)

第九条 法第五十八条第一項第二号に規定する営業所又は事務所(以下「営業所等」という。)とは、金融先物取引業者が金融先物取引業の全部又は一部を継続して営む施設又は設備をいう。

(許可申請書のその他の記載事項)

第十条 法第五十八条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 主要株主(総株主等の議決権(総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社又は有限会社にあつては、商法第二百一十一条ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この条、次条及び第二十三条の二

類は、次に掲げるものとする。

一 業務の内容及び方法

二 損失の危険の管理方法に関する次に掲げる事項

イ 損失の危険相当額（金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第 号）第 条第 項第 号に規定する市場リスク相当額、同項第 号に規定する取引先リスク相当額及び同項第 号に規定する基礎的リスク相当額を含む。以下この号において同じ。）の算定方法

ロ 損失の危険相当額の限度枠の設定及び適用方法

ハ 損失の危険相当額の算定及び限度枠の管理を行う部署の名称及び体制

ニ 損失の危険相当額の算定の基礎となる資料の作成及び保存の方法

ホ 損失の危険相当額及びその限度枠の適用状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制

ヘ その他損失の危険の管理に関する重要な事項

三 業務分掌の方法

四 法第九十一条の規定に基づく財産の管理方法

第十二条 法第五十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法人の登記事項証明書（外国法人にあつては、本国における主たる営業所に係る登記事項証明書又はこれに準ずる書面及び国内

において同じ。）をいう。以下この条、次条及び第二十三条の二において同じ。）の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。第十五条第一項第六号において同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所

二 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該役員の氏名並びに当該他の法人の商号又は名称及び業務の種類又は当該事業の種類

（許可申請書の添付書類）

第十一条 法第五十八条第二項（法第六十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類については、申請の日前三月以内に発行されたものに限る。）とする。

一 定款又はこれに代わる書面

二 日本における主たる営業所等に係る登記事項証明書

二の二 外国の法令に準拠して設立された法人（以下「外国法人」という。）の場合には、前号に掲げるもののほか本国における主たる営業所等に係る登記事項証明書又はこれに準ずる書面

三 削除

四 役員及び法第五十八条第一項第三号に規定する政令で定める使用者（以下「重要な使用者」という。）が法第十九条第五号イ（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二

における主たる営業所に係る登記事項証明書)

二 外国法人が外国の当局(法第五十九条第一項第十二号に規定する外国の当局をいう。第十九条において同じ。)から免許、許可、認可、登録その他これらに類する行政処分を受けている場合にあっては、そのことを証明する書面

三 法第五十九条第一項第三号に規定する純財産額(第十三条の三第一項及び第二十九条の二第一項第三号において「純財産額」という。)を算出した書面

四 法第五十九条第一項第四号に規定する比率を算定した書面

五 主要株主(法人の総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、商法第二百十一条ノ二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。以下この号において同じ。)の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。)の商号若しくは名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所及びその保有する議決権の数を記載した書面

六 法第五十九条第一項第九号に規定する役員(以下この号において「役員」という。)の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに当該役員が同号イ及びロのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

七 主要株主(法第五十九条第二項に規定する主要株主をいう。次号、第十六条及び第二十九条の二第一項第四号において同じ。)の商号若しくは名称又は氏名、本店若しくは主たる事務所の所在

項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第五十一号)附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。)及びロに該当しない旨の官公署の証明書(外国人である場合には、別紙様式第一号の五により作成した法第十九条第五号に該当しないことを誓約する書面)

五 別紙様式第二号により作成した役員及び重要な使用人の履歴書

六 別紙様式第三号により作成した金融先物取引業務に関する組織

図

六の二 別紙様式第三号の二により作成した金融先物取引業務を担当する金融先物取引業務、金融業務又はこれらに準ずる業務(以下「金融先物取引業務等」という。)の経験者(金融先物取引業務等に三年以上従事した者をいう。)の業務経歴書

七 別紙様式第四号により作成した法第十九条各号に該当しないことを誓約する書面

八 別紙様式第五号により作成した株主又は社員の名簿及び親会社(当該業者になろうとする者又は当該許可の有効期間の更新を受けようとする者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している者をいう。)の株主又は社員の名簿

九 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書又はこれらに代わる書面

十 金融先物取引業開始後(許可の有効期間の更新の場合にあって

地又は住所若しくは居所及び当該主要株主が保有する議決権（法第五十九条第二項に規定する議決権をいう。第十四条、第十六条第一項第三号及び第二項、第二十三条第一項第一号及び第二項並びに第二十八条第一号ハ及び第五号ロにおいて同じ。）の数を記載した書面

八 主要株主が法第五十九条第一項第十号イ及びロ並びに第十一号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを登録申請者が誓約する書面

九 苦情処理体制について記載した書面

2| 第一条の三の規定は、法第五十七条第三項に規定する電磁的記録について準用する。

（金融先物取引業者登録簿の縦覧）

第十三条 金融先物取引業者が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長は、その登録をした金融先物取引業者に係る金融先物取引業者登録簿を当該金融先物取引業者の主たる営業所等（外国法人にあつては、国内における主たる営業所等。以下同じ。）の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（純財産額の算出）

第十三条の二 純財産額は、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額（次に掲

は、許可の有効期間の更新後）三年間の金融先物取引業務の収支見込みを記載した書面

（許可の審査）

第十二条 金融庁長官等は、法第五十八条の規定による許可の申請に係る法第五十九条第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 資本金又は出資金（外国法人にあつては、これらに準ずるものを含む。）が一億円以上であること。

二 許可の申請の日における直前の事業年度末（許可の申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、設立時）の決算の純資産額（資産総額から負債総額を控除した金額をいう。次号において同じ。）が一億円を超えていること。

三 許可の申請の日の属する事業年度の次の事業年度から起算して三事業年度を経過するまでの間において各事業年度末の決算の純資産額が、金融先物取引業務を的確に遂行するに足りる額に維持されることが見込まれること。

四 許可の申請の日における直前の事業年度末の財産及び損益の状況が良好であること。

五 許可の申請の日の属する事業年度の次の事業年度から起算して三事業年度を経過するまでの間に一の事業年度における当期利益が見込まれること。

六 金融先物取引業務を公正かつ的確に遂行できる経営体制であり

げるものの金額の合計額を除く。)を控除して計算しなければならない。

一 金融先物取引責任準備金

二 他に営んでいる事業に関し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金

2| 前項の資産及び負債の評価は、計算を行う日において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って評価した価額によらなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額を評価額とする。

一 金銭債権又は市場価格のない債券について取立不能のおそれがある場合 取立不能見込額を控除した金額

二 市場価格のない株式についてその発行会社の資産状態が著しく悪化した場合 相当の減額をした金額

三 前二号以外の流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であつて、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合 当該時価

四 第一号又は第二号以外の固定資産について償却不足があり、又は予測することのできない減損が生じた場合 償却不足額を控除し、又は相当の減額をした金額

五 繰延資産について償却不足がある場合 償却不足額を控除した金額

、かつ、経営方針が健全なものであること。

七 金融先物取引業務等に三年以上従事した者を二名以上有し、かつ、取引件数等に照らし金融先物取引業務を的確に遂行するために十分な職員数が確保されていること。

八 顧客との間における信頼関係が良好に維持されると見込まれ、かつ、十分な社会的な信用を有していること。

(許可の有効期間の更新)

第十三条 金融先物取引業者は、法第六十一条第一項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている許可の有効期間が満了する日の二月前までに別紙様式第一号の四により作成した更新許可申請書に、当該更新許可申請書の写し二通及び法第六十一条第二項において準用する法第五十八条第二項の規定による書類一部を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2| 前項の場合において、法第六十一条第二項において準用する法第五十八条第二項の規定による書類については、既に当該書類が提出され、かつ、その内容に変更がない場合には、その添付を省略することができる。

3| 令第四条に定める手数料は第一項の更新許可申請書に収入印紙をはって納付しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用し

(財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実)

第十三条の三 法第五十九条第二項に規定する内閣府令で定める事実
は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第六
項第二号イからホまでに掲げる要件に該当する事実とする。

(保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決
権)

第十四条 法第五十九条第二項に規定する内閣府令で定める議決権は
、次に掲げる議決権とする。

一 信託業を営む者が信託財産として保有する議決権(当該者が行
使することができる権限又は行使について指図を行うことができ
る権限を有するものを除く。)

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、
当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる
権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことができる
権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法
人の所有する株式又は持分に係る議決権

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同
して当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断
に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回家当りの
拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会

て法第六十一条第一項に規定する許可の有効期間の更新の申請をす
るときは、当該申請により得られた納付情報により、現金をもって
するものとする。

4 前条の規定は、法第六十一条第一項に規定する金融先物取引業の
許可の有効期間の更新に係る金融庁長官等の審査について準用する
。

(業務の種類及び方法の変更の認可の申請)

第十四条 金融先物取引業者は、法第六十二条の規定による業務の種
類及び方法の変更の認可を受けようとするときは、別紙様式第六号
により作成した認可申請書に当該認可申請書の写し二通を添付して
、金融庁長官等に提出しなければならない。

(変更の届出)

第十五条 金融先物取引業者は、法第六十三条の規定による届出をし
ようとするときは、別紙様式第七号により作成した変更届出書に、
当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ
当該各号に定める書類一部を添付して、金融庁長官等に提出しなけ
ればならない。

一 商号又は名称を変更した場合当該変更の理由書及び当該変更にか
係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

二 営業所等の設置、所在地の変更又は廃止をした場合当該変更の
理由書及び主たる営業所等(外国法人については、本国における

社が商法第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権（当該信託された者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

四 相続人が相続財産として所有する会社の株式又は持分（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認したものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認した日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

五 会社が自己の株式の消却を行うために取得したことにより保有する当該会社の株式に係る議決権

六 銀行等保有株式取得機構が保有する議決権

七 証券業を営む者が引受けを行う業務により所有する株式（当該株式の払込期日の翌々日（売出しの場合にあつては、当該売出しに係る株式の受渡期日の翌日）以後に所有するものを除く。）に係る議決権

（届出の手続等）

第十五条 法第六十條第一項若しくは第三項又は法第六十五條第四項の規定により届出を行う金融先物取引業者は、別表第三に掲げる区

主たる営業所等を含む。）の所在地の変更をした場合にあっては当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三 役員又は重要な使用人に変更があつた場合新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る第十一條第四号及び第五号に掲げる書面並びに同條第七号に掲げる書面

四 他に行つている事業の種類を変更し又は廃止した場合変更後の事業又は廃止した事業の種類を記載した書面

五 他の事業を新たに行ふこととなつた場合当該事業の種類を記載した書面

六 主要株主に変更があつた場合別紙様式第五号により作成した株主又は社員の名簿

七 役員が新たに他の法人の常務に従事し、又は事業を営むこととなつた場合当該役員の氏名並びに当該他の法人の商号若しくは名称及び業務の種類又は当該事業の種類を記載した書面

八 法第十九條第二号から第五号までのいずれかに該当することとなつた場合当該該当することとなつた事項及び理由を記載した書面

九 金融先物取引業を休止又は再開した場合当該休止又は再開の理由を記載した書面

2 前項の場合において、法第五十八條第一項第三号に掲げる事項の変更に関する第十一條第四号及び第五号に掲げる書類の添付が困難であるときは、前項第三号に掲げる場合に該当することとなつた日

分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書に同表下欄に定める書類を添付して、金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、金融先物取引業者からその登録をした財務局長又は福岡財務支局長の管轄する区域を超えて主たる営業所等の位置を変更したことの届出書を受理した場合には、当該届出書及び金融先物取引業者登録簿のうち当該金融先物取引業者に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に送付するものとする。

3 前項の規定による書類の送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融先物取引業者を金融先物取引業者登録簿に登録するものとする。

（主要株主の届出の手續等）

第十六条 法第六十一条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 商号若しくは名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所
- 二 法人である場合は、代表者の氏名
- 三 保有する議決権の数

2 法第六十一条第一項に掲げる総株主の議決権の数は、対象議決権（法第五十九条第二項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなった日の総株主の議決権の数とする。ただし、当該議決権

から起算して九十日以内に当該書類を提出できるものとする。

（廃業等の届出）

第十六条 法第六十四条第一項の規定による届出をする者は、別紙様式第八号により作成した廃業等届出書に、当該廃業等届出書の写し一通並びに当該届出をする者が同項各号に定めるものである旨を証する書類一部、金融先物取引業者であった者が締結した受託契約（金融先物取引等の受託等を内容とする契約をいう。以下同じ。）に基づく取引を結了する方法を記載した書類一部及び法第五十六条の規定に基づく許可（法第六十一条第一項の規定に基づく許可の有効期間の更新を含む。）を受けたことを証する書面を添付して、金融庁長官等に提出しなければならない。

の数を知ることが困難な場合には、直近の有価証券報告書又は半期報告書（以下この項において「有価証券報告書等」という。）に記載された総株主の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合には、登記事項証明書その他の書類の記載内容により計算された総株主の議決権の数）とすることができる。

3 法第六十一条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人である場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面

二 法人である場合は、法人の登記事項証明書又はこれに代わる書面

4 金融先物取引業者の主要株主となった者は、別紙様式第三号により作成した対象議決権保有届出書（法第六十一条第一項の対象議決権保有届出書をいう。）に、当該届出書の写し一通及び同条第二項の添付書類一部を添付して、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。）である場合にはその本店又は主たる事務所の所在地（個人である場合は、その住所又は居所）を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に、非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）である場合には関東財務局長に提出しなければならない。

5 前各項の規定は、法第六十四条において法第六十一条の規定を準用する場合について準用する。

（その他業務の承認申請）

第十六条の二 法第六十五条第二項の承認を受けようとする金融先物取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 承認を受けようとする業務の種類
- 四 当該業務の開始予定年月日

2 前項の承認申請書には、次に掲げるものを記載した書類を添付しなければならない。

- 一 当該業務の内容及び方法
- 二 当該業務に係る損失の危険の管理方法に関する次に掲げる事項
 - イ 当該業務に係る損失の危険相当額（金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令第四条第一項第一号に規定する市場リスク相当額及び同項第二号に規定する取引先リスク相当額を含む。以下この号において同じ。）の算定方法
 - ロ 当該業務に係る損失の危険相当額の限度枠の設定及び適用方法
- ハ 当該業務に係る損失の危険相当額の算定及び限度枠の管理を行う部署の名称及び体制
- ニ 当該業務に係る損失の危険相当額の算定の基礎となる資料の作成及び保存の方法
- ホ 当該業務に係る損失の危険相当額及びその限度枠の適用状況について、検査を行う頻度、部署の名称及び体制

- へ その他当該業務に係る損失の危険の管理に関する重要な事項
- 三 当該業務を所掌する組織及び人員配置
 - 四 当該業務の運営に関する社内規則

(揭示すべき標識の様式)

第十七条 法第六十六条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第四号に定めるものとする。

(金融先物取引業の内容についての広告)

第十七条の二 金融先物取引業者がその行う金融先物取引業の内容について広告をするときは法第六十八条各号に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しなければならない。

(売付け又は買付けの価格に相当する事項)

第十七条の三 令第十三条に規定する内閣府令で定める事項は次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- 一 法第二条第四項第二号に掲げる取引 将来の一定の時期における現実の金融指標の数値が約定数値(法第二条第二項第二号に規定する約定数値をいう。以下この項において同じ。)を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となる取引の約定数値と当該金銭を受領する立場の当事者となる取引の約定数値

- 二 法第二条第四項第三号に掲げる取引 同号に規定する権利を付与する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額と当該権利

(揭示すべき標識の様式)

第十七条 法第六十六条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第九号に定めるものとする。

(新設)

(新設)

を取得する立場の当事者となる取引の当該権利の対価の額

(誇大広告をしてはならない事項)

第十八条 法第六十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融先物取引に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

二 金融先物取引の受託等(法第二条第十一项に掲げる行為(第二号を除く。)をいう。)に係る金融先物取引所の開設する金融先物市場又は海外金融先物市場に関する事項

三・四 (略)

(契約締結前の書面の交付)

第十九条 法第七十条第一項に規定する内閣府令で定める事項は次に掲げるものとする。

一 金融先物取引業者の商号又は名称及び登録番号

二 (略)

三 加入する金融先物取引業協会の有無及び名称

四 金融先物取引業者が締結する受託契約等(法第七十条第一項に規定する受託契約等をいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項

項

イ 顧客が行う金融先物取引(法第二条第二項第三号に掲げる取引)にあつては、金融オプションを行使することにより成立する

(誇大広告をしてはならない事項)

第十八条 法第六十八条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融先物取引等に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

二 金融先物取引等の受託等に係る金融先物取引所の開設する金融先物市場又は海外金融先物市場に関する事項

三・四 (略)

(契約締結前の書面の交付)

第十九条 法第六十九条第一項に規定する内閣府令で定める事項は次に掲げるものとする。

一 金融先物取引業者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

二 (略)

(新設)

三 金融先物取引業者が締結する受託契約に関する次に掲げる事項

(新設)

同号イからハマまでに掲げる取引をいい、同条第四項第三号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イ及びロに掲げる取引をいう。)の額(取引の対価の額又は約定数値に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。)が、その取引について顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額に比して大きい旨

ロ 顧客が行う金融先物取引について、通貨等の価格又は金融指

標の数値の変動により損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれがある旨

ハ 店頭金融先物取引につき、カバー取引相手方(カバー取引)金融先物取引業者が委託者等を相手方として行う店頭金融先物取引により生じ得る損失の減少を目的として、当該金融先物取引業者が他の金融先物取引業者その他の者(以下この号において「他の業者等」という。)を相手方として行う当該委託者等が行った店頭金融先物取引と取引対象通貨等及び売買の別その他これに準ずる事項が同じ店頭金融先物取引をいう。第二十九条の六において同じ。)を行う場合の相手方となる他の業者等をいう。以下この条及び第二十九条の六において同じ。)及び媒介等相手方(委託者等が行う店頭金融先物取引で金融先物取引業者が媒介、取次ぎ又は代理を行う場合の当該媒介、取次ぎ又は代理の相手方となる他の業者等をいう。以下この条において同じ。)の商号又は名称(外国法人にあつては、監督を受け

(新設)

(新設)

ている外国の当局の名称を含む。)及び業務内容

ニ 法第九十一条に基づく財産の管理方法

ホ 顧客が行う店頭金融先物取引について、金融先物取引業者が提示する通貨等、金融指標又は法第二条第四項第三号に規定する権利(以下「店頭金融オプション」という。)の売付けの価格又は買付けの価格その他これに準ずる取引の価格(法第二条第四項第二号又は第三号の取引にあつては第十七条の三第一号又は第二号に定める事項とする。以下第二十五条の二において同じ。)の双方に差があるときは、その旨

ヘ 第二十四条第一号から第六号までに掲げる事項その他金融先物取引業者が顧客の指示に基づき行うものとして定める事項

ト 当該受託契約に係る金融先物取引に基づき発生する債務の履行の方法及び当該金融先物取引を決済する方法

チ 取引所金融先物取引等にあつては、当該受託契約等に係る金融先物市場又は海外金融先物市場を開設する者の名称

リ 顧客が当該受託契約等に係る金融先物取引に関し預託すべき取引証拠金、取次証拠金又は委託証拠金(以下「証拠金」という。)及びその他の保証金の種類及び計算方法、当該証拠金その他の保証金に充当することができる有価証券等の種類及び充当価格並びに顧客が当該委託証拠金その他の保証金を預託し、及びその返還を受ける方法

ヌ 金融先物取引業者が顧客から徴収する手数料の料率、額及び徴収の方法

(新設)

(新設)

イ 第二十四条第一号から第六号までに掲げる事項及び金融先物

取引業者が顧客の指示に基づき行うものとして定める事項

ロ 当該受託契約に係る金融先物取引等に基づき発生する債務の履行の方法及び当該金融先物取引等を期限内に決済する方法

ハ 当該受託契約に係る金融先物市場又は海外金融先物市場を開設する者の名称

ニ 顧客が当該受託契約に係る金融先物取引等に関し預託すべき取引証拠金、取次証拠金又は委託証拠金(以下「証拠金」という。)及びその他の保証金の種類及び料率、当該証拠金その他の保証金に充当することができる有価証券等の種類及び充当価格並びに顧客が当該委託証拠金その他の保証金を預託し、及びその返還を受ける方法

ホ 金融先物取引業者が顧客から徴収する手数料の料率及び徴収の方法

ル 店頭金融先物取引に関し顧客の判断に影響を与える重要な事項

五 金融先物取引の受託等（法第二条第十一项に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る禁止行為に関する事項

六 金融先物取引の受託等に係る手続きに関する事項

七 金融先物取引及び金融先物取引の受託等に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項

2 前項第四号チに掲げる事項のうち海外金融先物市場を開設する者の名称を記載する場合には、当該名称を当該海外金融先物市場の開設地において用いられている公用語により表示したものと及びそれを日本語に訳して表示したものを記載しなければならない。

3 法第七十条第一項に規定する書面には、次に掲げる事項をわくの中に記載し、かつ、最初に記載しなければならない。

一 (略)

二 第一項第四号イからニまでに掲げる事項

三 金融先物取引業者、カバー取引相手方又は媒介等相手方の信用状況によっては損失を被る危険がある旨

4 (略)

5 法第七十条第一項の内閣府令で定める者は次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 証券会社及び外国証券会社

(新設)

四 金融先物取引等の受託等に係る禁止行為に関する事項

五 金融先物取引等の受託等に係る手続きに関する事項

六 金融先物取引等及び金融先物取引等の受託等に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項

2 前項第三号ハに掲げる事項のうち海外金融先物市場を開設する者の名称を記載する場合には、当該名称を当該海外金融先物市場の開設地において用いられている公用語により表示したものと及びそれを日本語に訳して表示したものを記載しなければならない。

3 法第六十九条第一項に規定する書面には、次に掲げる事項をわくの中に記載しなければならない。

一 (略)

二 金融先物取引等には危険が伴う旨

(新設)

4 (略)

5 法第六十九条第一項の内閣府令で定める者は次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定す

四〇十五 (略)

十六 法第七十条第一項に規定する書面についての説明を要しない旨の申出をした顧客

6 金融先物取引業者は、前項第十六号に掲げる者に対し法第七十条第一項に規定する書面を交付しなければならない。

7 法第七十条第一項に規定する内閣府令で定める期間は、金融先物取引に係る受託契約等の締結日の一年前の日から当該受託契約等を締結するまでの期間とする。

(削る)

る外国証券会社

四〇十五 (略)

(新設)

(新設)

6 法第六十九条第一項に規定する内閣府令で定める期間は、金融先物取引等に係る受託契約の締結日の一年前の日から当該受託契約を締結するまでの期間とする。

第十九条の二 法第四十四条の三第二項において準用する法第六十九条第一項に規定する内閣府令で定める事項は次に掲げるものとする。

一 令第二条の三に規定する者(金融先物取引所の会員等に限る。以下「銀行等」という。)の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

二 顧客が銀行等に連絡する方法

三 銀行等が締結する店頭金融先物取引契約に関する次に掲げる事項

イ 第二十四条の二第一号から第五号までに掲げる事項及び銀行等が顧客の指示に基づき行うものとして定める事項

ロ 当該店頭金融先物取引契約に係る店頭金融先物取引に基づき発生する債務の履行の方法及び当該店頭金融先物取引を期限前

に決済する方法

- 八 顧客が当該店頭金融先物取引契約に係る店頭金融先物取引に
関し預託すべき金銭の料率、当該金銭に充当することができる
有価証券等の種類及び充当価格並びに顧客が当該金銭又は有価
証券等を預託し、及びその返還を受ける方法
- 二 銀行等が顧客から徴収する手数料の料率及び徴収の方法
- 四 店頭金融先物取引契約の締結に係る禁止行為に関する事項
- 五 店頭金融先物取引契約の締結に係る手続きに関する事項
- 六 店頭金融先物取引及び店頭金融先物取引契約の締結に関する主
要な用語及びその他の基礎的な事項
- 2 法第四十四条の三第二項において準用する法第六十九条第一項に
規定する書面には、次に掲げる事項をわくの中に記載しなければな
らない。
 - 一 当該書面の内容を十分に読むべき旨
 - 二 店頭金融先物取引には危険が伴う旨
- 3 前項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント
以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- 4 法第四十四条の三第二項において準用する法第六十九条第一項の
内閣府令で定める者は、前条第五項各号に掲げる者とする。
- 5 法第四十四条の三第二項において準用する法第六十九条第一項の
内閣府令で定める期間は、店頭金融先物取引契約の締結日の一年前
の日から当該店頭金融先物取引契約を締結するまでの期間とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十九条の二 法第七十条第二項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法(以下第二十条において「電磁的記録」という。)とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 金融先物取引業者等(金融先物取引業者又は金融先物取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを顧客若しくは金融先物取引業者の用に供する者という。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客又は顧客との契約により顧客ファイル(専ら当該顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法(法第七十条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、金融先物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 金融先物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたフ

(情報通信の技術を利用する方法)

第十九条の三 法第六十九条第二項(法第四十四条の三第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 金融先物取引業者の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金融先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたフ

ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第七十条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、金融先物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 金融先物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（金融先物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

イルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第六十九条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、金融先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（新設）

（新設）

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、顧客がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならぬ。

（新設）

二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

（新設）

三 前項第一号ニに規定する方法にあつては、顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

（新設）

四 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第十四条に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

（新設）

イ 前項第一号ハに規定する方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記

録された記載事項

五 前項第一号二に規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を経過するまでの間において、第三号の規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3 金融先物取引業者は、第一項各号に掲げる方法により法第七十条第一項に規定する書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、顧客に対し、第十九条第三項各号に掲げる事項がわくの中に、かつ、最初に表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

4 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金融先物取引業者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は金融先物取引業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(成立した取引に係る書面等の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第十九条の三 前条(第一項第一号二、第二項第三号、第四号ロ及び第五号を除く。)の規定は、法第七十一条第二項及び第七十二条第

(新設)

3 金融先物取引業者は、第一項各号に掲げる方法により法第六十九条第一項に規定する書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項を提供するときは、顧客に対し、わくの中に第十九条第三項各号又は第十九条の二第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならない。

4 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金融先物取引業者の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(新設)

二項において法第七十条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条第二項第四号中「に掲げられた取引を最後に行った日」とあるのは、「を記録した日」と読み替えるものとする。

第十九条の四 令第十四条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第十九条の二第一項各号に規定する方法のうち金融先物取引業者が使用するもの

二 (略)

(削る)

第十九条の四 令第二条の四第一項及び第四条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち金融先物取引業者が使用するもの

二 (略)

(締結した受託契約の内容の確認方法)

第二十条 法第七十条に規定する内閣府令で定める事項は次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものについては、委託者の同意を得て省略することができる。

一 金融先物取引業者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

二 委託者が金融先物取引業者に連絡する方法

三 委託者の商号、名称又は氏名

四 受託契約を締結した日時

五 受託契約に係る金融先物取引所の開設する金融先物市場又は海外金融先物市場を開設する者の名称

六 受託契約に係る金融先物取引等に関し、その種類、取引対象通貨等、期限、件数、売買の別その他これに準ずる事項、対価の額

又は約定数値及びその他委託者の委託した事項

2 金融先物取引業者は、法第七十条に規定する必要な措置を講じるときは、書面の交付その他委託者の同意を得た方法によって行わなければならない。

3 海外金融先物市場に係る受託契約に関し前項の規定により書面を交付するときは、第一項第五号に掲げる事項については当該海外金融先物市場の開設地において用いられている公用語により表示したものを記載しなければならない。

4 第二項の規定により書面を交付するときは、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

5 前各項の規定は、受託契約が清算受託取引（清算参加者（法第九十条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。以下同じ。）が金融先物清算機関の業務方法書の定めるところにより顧客の委託を受けてその計算において行う金融先物取引等であつて、金融先物取引等に基づく債務を当該金融先物清算機関に引き受けさせることを条件とし、かつ、当該顧客が当該清算参加者の名において成立させるものをいう。以下同じ。）に係るものである場合には、適用しない。

（成立した取引に係る書面の交付）

第二十条 法第七十一条第一項に規定する内閣府令で定める事項は次に掲げるものとする。

（成立した取引に係る書面の交付）

第二十一条 法第七十一条第一項に規定する内閣府令で定める事項は次に掲げるものとする。

- 一 金融先物取引業者の商号又は名称及び登録番号
 - 二 委託者等が金融先物取引業者に連絡する方法
 - 三 委託者等の商号、名称又は氏名
 - 四 取引所金融先物取引等にあつては、成立した金融先物取引に係る金融先物取引所の開設する金融先物市場又は海外金融先物市場を開設する者の名称
 - 五 金融先物取引業者が成立した金融先物取引の委託の媒介又は代理を引き受けた場合には、当該委託の媒介又は代理を行った相手方の商号、名称又は氏名及び住所
 - 六 成立した金融先物取引の種類、取引対象通貨等、期限及び売買の別その他これに準ずる事項並びに当該成立した金融先物取引が既に成立していた金融先物取引を期限前に決済するために行われたときはその旨及び当該既に成立していた金融先物取引の対価の額又は約定数値
 - 七 成立した金融先物取引に係る証拠金その他の保証金の種類及び価額
 - 八 成立した金融先物取引に係る証拠金その他の保証金を預託すべき相手方
 - 九 成立した金融先物取引に係る手数料の額
- 2 (略)
- 3 前二項の規定は、受託契約等に係る金融先物取引が清算受託取引に係るものである場合には、適用しない。
- 4 法第七十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは

- 一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項
(新設)
 - 二 成立した金融先物取引等に係る金融先物取引所の開設する金融先物市場又は海外金融先物市場を開設する者の名称
(新設)
 - 三 金融先物取引業者が成立した金融先物取引等の委託の媒介又は代理を引き受けた場合には、当該委託の媒介又は代理を行った相手方の商号、名称又は氏名及び住所
 - 四 成立した金融先物取引等の種類、取引対象通貨等、期限及び売買の別その他これに準ずる事項並びに当該成立した金融先物取引等が既に成立していた金融先物取引等を期限前に決済するために行われたときはその旨及び当該既に成立していた金融先物取引等の対価の額又は約定数値
 - 五 成立した金融先物取引等に係る証拠金その他の保証金の種類及び価額
 - 六 成立した金融先物取引等に係る証拠金その他の保証金を預託すべき相手方
 - 七 成立した金融先物取引等に係る手数料の額
- 2 (略)
- 3 前二項の規定は、受託契約に係る金融先物取引等が清算受託取引に係るものである場合には、適用しない。
(新設)

、次に掲げるものとする。

一 契約するごとに取引の条件を記載した取引契約書を交付する取引

二 第二十九条の二第一項第八号イからニまでに掲げる行為があつた場合に、当該行為に係る取引を解消し、又は受託契約等の本旨に従った履行をするために行う取引であつて、委託者等の同意を得て行うもの

三 委託者等が第一条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者又はこれに相当する外国法人その他の団体であつて、書面又は情報通信の技術を利用する方法により当該委託者等からあらかじめ法第七十一条の規定による書面の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該委託者等からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されているもの

5 金融先物取引業者は、前項第一号に規定する取引契約書の交付に代えて、次項に定めるところにより、委託者等の承諾を得て、当該取引契約書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電磁的方法（第十九条の二第一項第一号ニに掲げる方法を除く。以下この条において同じ。）により提供することができる。この場合において、金融先物取引業者は、当該取引契約書を交付したものとみなす。

6 金融先物取引業者は、前項の規定により当該記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該委託者等に対し、その用いる前条各号に掲げる情報通信を利用する方法の種類及び内容を示し、書

（新設）

（新設）

面又は情報通信を利用する方法による承諾を得なければならない。
7 前項の規定による承諾を得た金融先物取引業者は、当該委託者等から書面又は情報通信を利用する方法により情報通信を利用する方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者等に対し、記載事項の提供を情報通信を利用する方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者等が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

8 第十九条の二第二項(第三号、第四号ロ及び第五号を除く。)の規定は、本条第五項の電磁的方法による提供について準用する。この場合において、第十九条の二第二項第四号中「に掲げられた取引を最後に行った日」とあるのは、「を記録した日」と読み替えるものとする。

(新設)

9 第四項第三号の「情報通信の技術を利用する方法」とは、次に掲げる方法とする。

(新設)

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 金融先物取引業者の使用に係る電子計算機と委託者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 金融先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該委託者等の承認に関する事項を電気通信回線を通じて委託者等の閲覧に供し、当該金融先物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該委託者等の

承諾に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに委託者等の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

10 前項各号に掲げる方法は、金融先物取引業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

11 第五項第一号の「電子情報処理組織」とは、金融先物取引業者の使用に係る電子計算機と、委託者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(委託証拠金等の受領に係る書面の交付)

第二十一条 法第七十二条第一項の規定による書面には次の事項を規定しなければならない。

一・二 (略)

三 委託証拠金その他の保証金に係る取引所金融先物取引等に係る金融先物取引所の開設する金融先物市場又は海外金融先物市場を開設する者の名称

四 委託証拠金その他の保証金に係る金融先物取引の種類、取引対象通貨等

五・六 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

(委託証拠金等の受領に係る書面の交付)

第二十二条 法第七十二条の規定による書面には次の事項を規定しなければならない。

一・二 (略)

三 委託証拠金その他の保証金に係る金融先物取引等に係る金融先物取引所の開設する金融先物市場又は海外金融先物市場を開設する者の名称

四 委託証拠金その他の保証金に係る金融先物取引の種類、取引対象通貨等

五・六 (略)

2 (略)

(委託証拠金その他の保証金)

第二十二条 法第七十二条第一項に規定する委託証拠金その他の保証金とは、金融先物取引の受託等に関し委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の財産をいう。

(適用除外行為)

第二十三条 法第七十六条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第三号に掲げる行為にあつては、次に掲げるものとする。

一 次のイからハまでに掲げる者のうち外国において金融先物取引業を行う外国法人その他の団体(次号において「関係外国金融先物取引業者」という。)から次条第一号及び第四号から第九号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第二号及び第三号に掲げる事項については金融先物取引業者が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

イ 当該金融先物取引業者の子会社(法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。))が、他の法人等の総株主又は総出資者の議決権(法第五十九条第二項に規定する総株主又は総出資者の議決権をいう。以下この項及び次項において同じ。))の過半数を保有している場合における当該他の法人等(以下この項及び次項において同じ。))

(委託証拠金その他の保証金)

第二十三条 法第七十二条に規定する委託証拠金その他の保証金とは、委託証拠金及び金融先物取引業者が海外金融先物市場における取引の取次ぎを引き受けたときに、当該海外金融先物市場における取決めに従い、委託者から預託を受ける金融先物取引に係る委託証拠金に相当する金銭、有価証券その他の財産をいう。

(適用除外行為)

第二十三条の二 法第七十四条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において金融先物取引業を営む者を顧客とする場合において、次条第二号及び第三号に掲げる事項について、当該顧客の同意を得ないで金融先物取引業者が定めることができることを内容とする受託契約を締結すること。

イ 当該金融先物取引業者が、外国の法人その他の団体の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人その他の団体(以下この項及び次項において「外国子会社」という。))

ロ 当該金融先物取引業者が、外国の法人その他の団体に総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自

ロ 当該金融先物取引業者の親会社（法人等が、他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該保有している法人等をいう。以下この項及び次項において同じ。）

ハ 当該金融先物取引業者の親会社の子会社

二 取引一任契約（関係外国金融先物取引業者の計算による取引に關し、次条第五号から第九号までに掲げる事項について同意を得た上で、次条第一号から第四号までに掲げる事項について当該金融先物取引業者が定めることができることを内容とする契約をいう。以下同じ。）を締結する行為

三 顧客から次条第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項について同意を得た上で、同条第三号に掲げる事項については当該同意の時点における相場（当該同意の時点における相場がない場合には当該同意の直近の時点における相場とする。）を考慮して適切な幅を持たせた同意（次号において「特定同意」という。）の範囲内で金融先物取引業者が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

四 顧客から次条第一号、第四号から第九号までに掲げる事項、個別の取引の総額及び同条第二号又は第三号に掲げる事項の一方について同意（次条第三号に掲げる事項については特定同意を含む。）を得た上で、他方については金融先物取引業者が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

五 顧客から資金総額及び次条第五号から第九号までに掲げる事項

己又は他人の名義をもって所有されている場合における当該法人その他の団体（以下この項及び次項において「外国親会社」という。）

ハ 当該金融先物取引業者の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人その他の団体

ニ ハに規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における他の法人その他の団体

二 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者を顧客とする場合において、次条第三号に掲げる事項について、時差を考慮して必要な幅を持たせた当該顧客の同意の範囲内で、当該顧客の同意を得ないで金融先物取引業者が定めることができることを内容とする受託契約を締結すること。

三 顧客から個別の取引の総額について同意を得た場合において、次条第二号又は第三号に掲げる事項のいずれか一方について、当該顧客の同意を得ないで金融先物取引業者が定めることができることを内容とする受託契約を締結すること。

四 顧客から資金の総額について同意を得た上で、次条第一号から第四号までに掲げる事項のうち当該顧客の同意が得られないもの

について同意を得た上で、同条第一号から第四号までに掲げる事項のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融先物取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面により締結する行為

六 当該金融先物取引業者の役員及び使用人の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。）から、次条第一号、第二号及び第四号から第九号までに掲げる事項について同意を得た上で、次条第三号に掲げる事項については当該金融先物取引業者が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

2 前項第一号において、法人等及びその子会社又は当該法人等の子会社が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している場合における当該他の法人等は、当該法人等の子会社とみなし、当該法人等の親会社か他の法人等に総株主の議決権の過半数を保有されている場合における当該他の法人等は、当該法人等の親会社とみなす。

3 第一項各号に掲げる契約を締結しようとする金融先物取引業者は、当該契約に基づいて行う金融先物取引が顧客の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融先物取引業の信用を失墜させることのないよう、十分な社内管理体制をあらかじめ整備しなければならない。

4 金融先物取引業者は、取引一任契約を締結しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を令第二十六条第二

については、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他あらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融先物取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする受託契約を締結すること。

2 前項第一号において、当該金融先物取引業者及びその外国子会社又は当該金融先物取引業者の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該金融先物取引業者の外国子会社とみなし、当該金融先物取引業者の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体に総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該他の法人その他の団体も、また、当該金融先物取引業者の外国親会社とみなす。

3 第一項各号に掲げる受託契約を締結しようとする金融先物取引業者は当該受託契約に基づいて行う金融先物取引等が委託者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融先物取引業の信用を失墜させることのないよう、十分な管理体制をあらかじめ整備しなければならない。

項に規定する金融庁長官の指定する金融先物取引業者にあつては金融庁長官に、それ以外の金融先物取引業者にあつては当該金融先物取引業者の主たる営業所等を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に提出するものとする。

一 商号又は名称

二 登録年月日及び登録番号

三 当該契約を締結しようとする相手方の商号又は名称及び所在地

5 金融先物取引業者は、第一項第五号の規定による契約の書面による締結に代えて、当該契約の締結を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該金融先物取引業者は、当該契約を書面により締結したものとみなす。

6 法第七十六条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第四号に掲げる行為にあつては、次に掲げるものとする。

一 金融先物取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前一年間に、二以上の金融先物取引のあつた者に限る。）に対して受託契約等の締結を勧誘する行為

二 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する勧誘であつて、当該法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために受託契約等の締結を勧誘する行為

（顧客の同意が必要な事項）

（顧客の同意が必要な事項）

第二十四条 法第七十六条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金融先物取引の種類、取引対象通貨等及び期限
- 二 金融先物取引の件数又は数量
- 三 金融先物取引の対価の額又は約定数値
- 四 金融先物取引の売買の別その他これに準ずる事項
- 五 既に成立している金融先物取引を期限前に決済すること。（委託者等の事由により当該金融先物取引に係る委託者等の債務が履行されない又は履行されないおそれがある場合に、当該金融先物取引業者が期限前に決済することを除く。）
- 六 金融先物取引の申込みが行われる金融先物市場又は海外金融先物市場を開設する者の名称
- 七 受託契約等に係る金融先物取引に基づき発生する債務の履行の方法
- 八 委託者等が当該受託契約等に係る金融先物取引に関し預託すべき証拠金その他の保証金の種類、預託すべき相手方及び価額並びに委託者等が当該証拠金その他の保証金を預託し、及びその返還を受ける方法
- 九 金融先物取引業者が委託者等から徴収する手数料の額及び徴収の方法

(削る)

第二十四条 法第七十四条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 金融先物取引等の種類、取引対象通貨等及び期限
- 二 金融先物取引等の件数
- 三 金融先物取引等の対価の額又は約定数値
- 四 金融先物取引等の売買の別その他これに準ずる事項
- 五 既に成立している金融先物取引等を期限前に決済すること。（委託者の事由により当該金融先物取引等に係る委託者の債務が履行されない又は履行されないおそれがある場合に、当該金融先物取引業者が期限前に決済することを除く。）
- 六 金融先物取引等の申込みが行われる金融先物市場又は海外金融先物市場を開設する者の名称
- 七 受託契約に係る金融先物取引等に基づき発生する債務の履行の方法
- 八 委託者が当該受託契約に係る金融先物取引等に関し預託すべき証拠金その他の保証金の種類、預託すべき相手方及び価額並びに委託者が当該証拠金その他の保証金を預託し、及びその返還を受ける方法
- 九 金融先物取引業者が委託者から徴収する手数料の額及び徴収の方法

第二十四条の二 法第四十四条の三第二項において準用する法第七十四条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる

ものとする。

- 一 店頭金融先物取引の種類、取引対象通貨等及び期限
- 二 店頭金融先物取引の件数
- 三 店頭金融先物取引の対価の額又は約定数値
- 四 店頭金融先物取引の売買の別その他これに準ずる事項
- 五 既に成立している店頭金融先物取引を期限前に決済すること。
(顧客の事由により当該店頭金融先物取引に係る顧客の債務が履行されない又は履行されないおそれがある場合に、当該銀行等が期限前に決済することを除く。)
- 六 店頭金融先物取引に基づき発生する債務の履行の方法
- 七 顧客が店頭金融先物取引に関し預託すべき金銭又は有価証券等の種類、預託すべき相手方及び価額並びに顧客が当該金銭又は有価証券等を預託し、及びその返還を受ける方法
- 八 銀行等が顧客から徴収する手数料の額及び徴収の方法

(禁止行為)

第二十五条 法第七十四条第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- 一 金融先物取引等の受託等の動向その他業務上知り得た特別の情報に基づいて自己又は委託者以外の第三者の利益を図る目的をもって、金融先物取引等の申込み、委託又は取次ぎ等(委託の媒介、取次ぎ又は代理をいう。以下同じ。)をすること。
- 二 金融先物取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部

(禁止行為)

第二十五条 法第七十六条第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- 一 金融先物取引の受託等の動向その他業務上知り得た特別の情報に基づいて自己又は委託者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、金融先物取引の受託等を行うこと。
- 二 金融先物取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部

補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客に財産上の利益を提供する旨を当該顧客に対し申し込み、又は約束すること。

三 金融先物取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客に対し財産上の利益を提供すること。

四・五 (略)

六 金融先物取引の受託等につき、顧客に対し、通貨等、金融指標、店頭金融オプション又は法第二条第二項第三号に規定する金融オプションの売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）を同時に勧誘する行為

七 受託契約等の締結を勧誘する目的があることを一般顧客にあらじめ明示しないで当該一般顧客を集めて受託契約等の締結を勧誘すること。

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第二十五条の二 法第七十七条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

- 一 あらかじめ顧客の意思を確認することなく、顧客の計算において金融先物取引の受託等をしている状況
- 二 金融先物取引業者が、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその業務を行う場合において、顧客が当該金融先物取

を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客に財産上の利益を提供する旨を当該顧客に対し申し込み、又は約束すること。

三 金融先物取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客に対し財産上の利益を提供すること。

四・五 (略)

(新設)

(新設)

第二十五条の二 法第四十四条の三第二項において準用する法第七十条第四号第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- 一 店頭金融先物取引の動向その他業務上知り得た特別の情報に基づいて自己又は顧客以外の第三者の利益を図る目的をもって、店頭金融先物取引をすること。

引業者を他の者と誤認することを防止するための適切な措置を講じていないと認められる状況

三 店頭金融先物取引につき、金融先物取引業者が通貨等、金融指標又は店頭金融オプションの売付けの価格及び買付けの価格その他これに準ずる取引の価格の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示していない状況

四 店頭金融先物取引につき、金融先物取引業者が委託者等の取引時に表示した通貨等、金融指標又は店頭金融オプションの価格を、当該価格の提示を要求した当該委託者等に提示していない状況

五 金融先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないことと認められる状況

(業務に関する帳簿書類)

第二十六条 法第七十八条の規定により金融先物取引業者は、金融先物取引業の業務全般を統括する営業所等において次に掲げる帳簿書類を別表第四により作成し、これを保存しなければならない。

- 一 金融先物取引注文伝票
- 二 金融先物取引元帳
- 三 (略)
- 四 金融先物取引建玉残高帳
- 五 (略)

255 (略)

二 店頭金融先物取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客に財産上の利益を提供する旨を当該顧客に対し申込み、又は約束すること。

三 店頭金融先物取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客に対し財産上の利益を提供すること。

(業務に関する帳簿書類)

第二十六条 法第七十五条の規定により金融先物取引業者は、金融先物取引業の業務全般を統括する営業所等において次に掲げる帳簿書類を別表第三により作成し、これを保存しなければならない。

- 一 金融先物取引等注文伝票
- 二 金融先物取引等元帳
- 三 (略)
- 四 金融先物取引等建玉残高帳
- 五 (略)

255 (略)

(事業報告書の様式等)

第二十七条 法第七十九条第一項に規定する事業報告書は、別紙様式第五号により作成しなければならない。

2 前項の事業報告書には、別表第五に定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 金融先物取引業者は、前二項に規定する書類を作成する場合においては、金融庁長官の定める会計処理の方法その他一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従わなければならない。

(業務又は財産の状況に関する説明事項)

第二十八条 令第十六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融先物取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 商号又は名称、登録年月日及び登録番号

ロ 沿革及び経営の組織

ハ 持株数の上位十位までの株主又は出資者の氏名又は商号若しくは名称並びにその持株数及び総株主の議決権に占める当該持株に係る議決権の数の割合

ニ 理事、取締役、執行役、監事、監査役又はこれらに準ずる者の氏名及び役職名

ホ 主たる営業所等その他の営業所等の名称及び所在地

ヘ 行っている業務の種類(金融先物取引業の他に事業を行っているときは、その事業の種類を含む。)

(事業報告書の様式等)

第二十七条 法第七十六条に規定する事業報告書は、別紙様式第十号により作成しなければならない。

(受託等に係る財産の管理方法)

第二十八条 金融先物取引業者は、法第八十一条第一項に規定する委託証拠金その他の保証金については、次項に定める場合を除くほか、次に掲げる方法により、自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

一 金融庁長官の指定する金融機関への預金(委託証拠金その他の保証金であることがその名義により明らかなものに限る。)

二 信託業務を営む金融機関への金銭信託(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、委託証拠金その他の保証金であることがその名義により明らかなものに限る。)

2 金融先物取引業者は、法第八十一条第一項の規定に基づき充当有価証券等(法第三十七条第五項の規定により委託証拠金に充てられる有価証券等及びその他の保証金に充てられる有価証券等をいう。)

ト 加入している金融先物取引業協会及び金融先物取引所の名称又は商号

二 金融先物取引業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における業務の概要

ロ 直近の三事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 営業収益

(2) 経常利益又は経常損失

(3) 当期利益又は当期損失

(4) 資本の額及び発行済株式の総数又は出資の総額（相互会社にあつては、基金の総額）

(5) 受入手数料の内訳

(6) 金融先物取引業者の自己取引に係る損益の内訳

(7) その他業務（法第六十五条第一項各号に掲げる業務又は同条第二項の承認を受けた業務をいう。以下同じ。）の状況

(8) 各事業年度終了の日における法第八十二条第一項に規定する自己資本規制比率（以下「自己資本規制比率」という。）

(9) 各事業年度終了の日における使用人の総数及び外務員（法第九十五条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。）の総数

三 金融先物取引業者の直近の二事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げるもの

イ 貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計

以下同じ。）を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該充当有価証券等を管理しなければならない。

一 金融先物取引業者が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等及び第五号に掲げる有価証券等を除く。次号において同じ。）充当有価証券等の保管場所については自己の固有財産である有価証券等その他の充当有価証券等以外の有価証券等（以下「固有有価証券等」という。）の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充当有価証券等についての委託者の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 金融先物取引業者が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等当該第三者をして、充当有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該充当有価証券等についての委託者の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三 金融先物取引業者が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等に限り、第五号に掲げる有価証券等を除く。）充当有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充当有価証券等に係る各委託者の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 金融先物取引業者が第三者をして保管させることにより管理す

算書

ロ 各事業年度終了の日における借入金的主要な借入先及び当該借入金額

ハ イに掲げる書類について商法特例法第二条の規定に基づき会計監査人の監査を受けている場合にはその旨

ニ イに掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨

四 金融先物取引業者の管理の状況に関する次に掲げる事項

イ 内部管理の状況の概要

ロ 法第九十一条第一項の規定により金融先物取引業者の固有財産と区分して管理される金銭又は有価証券の種類ごとの数量若しくは金額及び保管又は口座管理の状況

五 金融先物取引業者の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第二号に

規定する子会社及び同条第六号に規定する関連会社（以下この号において「子会社等」という。）の状況に関する次に掲げる事項

イ 金融先物取引業者及びその子会社等の集団の構成

ロ 子会社等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、資本金又は出資金、事業の内容並びに金融先物取引業者及び他の子会社等が保有する議決権の数の合計及び当該子会社等の総株主の議決権に占める当該保有する議決権の数の割合

る有価証券等（混蔵して保管される有価証券等に限り。）当該第

三者をして、委託者のための口座については金融先物取引業者の自己の口座と区分する等の方法により、充当有価証券等に係る持分が直ちに判別でき、かつ、当該充当有価証券等に係る各委託者の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

五 金融先物取引業者と委託者とが共有しており、保管場所の区分ができない有価証券等各委託者の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管する又は第三者をして保管させることにより管理する方法

六 証券取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利第三者において、充当有価証券等を委託者の有価証券等として明確に管理させ、かつ、当該管理状況が自己の帳簿により直ちに把握できる状態で管理する方法

3 金融先物取引業者は、法第八十一条第二項に規定する財産については、前二項に規定するものを除くほか、これらの価額の合計額が次の各号に掲げるものの合計額を超えないように管理しなければならない。

一 金融先物取引業者が所有する金銭及び有価証券等（金融先物取引等の受託等に係るものとして他と区分されたものに限る。）

二 委託者から預託を受けた有価証券等（前項の規定により管理する有価証券等を除く。）

三 金融庁長官の指定する金融機関への預金（金融先物取引等の受

(金融先物取引責任準備金)

第二十九条 金融先物取引業者は、各事業年度ごとに次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を法第八十一条第一項の規定による金融先物取引責任準備金として積み立てなければならない。

一 次のイからハまでに掲げる金額の合計額

イ 当該事業年度において受託等（委託を受け、又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることをいう。以下この条において同じ。）をした通貨に係る取引所金融先物取引等（金融オプシオンに係る取引所金融先物取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引所金融先物取引を含む。以下この条において同じ。）の取引高（清算受託取引に係るものを除く。以下この条において同じ。）を取引所（金融先物市場又は海外金融先物市場を開設する者をいう。以下この条において同じ。）が取引単位として定める金額（金融オプシオンに係る取引所金融先物取引の場合は当事者の一方に付

託等に係るものとして他と区分されたものに限る。ただし、第一項の規定によるものを除く。）

四 信託業務を営む金融機関への金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、金融先物取引等の受託等に係るものとして他と区分されたものに限る。ただし、第一項の規定によるものを除く。）

(金融先物取引責任準備金)

第二十九条 金融先物取引業者は、各営業年度ごとに次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を法第八十二条第一項の規定による金融先物取引責任準備金として積み立てなければならない。

一 次のイからハまでに掲げる金額の合計額

イ 当該営業年度において受託等（委託を受け、又は委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることをいう。以下この条において同じ。）をした通貨に係る金融先物取引等（金融オプシオンに係る取引所金融先物取引によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引所金融先物取引を含む。以下この条において同じ。）の取引高（清算受託取引に係るものを除く。以下この条において同じ。）を取引所（金融先物市場又は海外金融先物市場を開設する者をいう。以下この条において同じ。）が取引単位として定める金額（金融オプシオンに係る取引所金融先物取引の場合は当事者の一方に付与され

与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額)に乗じて算出した金額の万分の〇・〇九六に相当する金額

ロ 当該事業年度において受託等をした預金契約に基づく債権の利率によって算出した金融指標に係る取引所金融先物取引等(金融オプションに係る取引所金融先物取引)によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引所金融先物取引を含む。以下この条において同じ。)の取引高を取引所が取引単位として定める金額(金融オプションに係る取引所金融先物取引の場合は一方の当事者に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額)に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇一二に相当する金額

ハ 当該事業年度において受託等をした手形の割引率によって算出した金融指標に係る取引所金融先物取引等(金融オプションに係る取引所金融先物取引)によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引所金融先物取引を含む。以下この条において同じ。)の取引高を取引所が取引単位として定める金額(金融オプションに係る取引所金融先物取引の場合は一方の当事者に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額)に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇二四に相当する金額

二 次のイからハまでに掲げる金額の合計額から二に掲げる金額を控除した金額

た権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額)に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇九六に相当する金額

ロ 当該営業年度において受託等をした預金契約に基づく債権の利率によって算出した金融指標に係る金融先物取引等(金融オプションに係る取引所金融先物取引)によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引所金融先物取引を含む。以下この条において同じ。)の取引高を取引所が取引単位として定める金額(金融オプションに係る取引所金融先物取引の場合は一方の当事者に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額)に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇一二に相当する金額

ハ 当該営業年度において受託等をした手形の割引率によって算出した金融指標に係る金融先物取引等(金融オプションに係る取引所金融先物取引)によって当事者の一方に付与された権利が行使されたときに成立する取引所金融先物取引を含む。以下この条において同じ。)の取引高を取引所が取引単位として定める金額(金融オプションに係る取引所金融先物取引の場合は一方の当事者に付与された権利が行使されたときに成立する取引の取引単位として取引所が定める金額)に乗じて算出した金額の万分の〇・〇〇二四に相当する金額

二 次のイからハまでに掲げる金額の合計額から二に掲げる金額を控除した金額

イ 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度のうち受託等をした通貨に係る取引所金融先物取引等の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の最も高い事業年度における当該金額の万分の〇・〇三八四に相当する金額

ロ 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度のうち受託等をした預金契約に基づく債権の利率によつて算出した金融指標に係る取引所金融先物取引等の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の最も高い事業年度における当該金額の万分の〇・〇〇四八に相当する金額

ハ 当該事業年度及び当該事業年度開始の日前二年以内に開始した事業年度のうち受託等をした手形の割引率によつて算出した金融指標に係る取引所金融先物取引等の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の最も高い事業年度における当該金額の万分の〇・〇〇九六に相当する金額

ニ 既に積立てられた金融先物取引責任準備金の金額（法第八十一条第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）

（届出事項）

第二十九条の二 法第八十三条第五号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

イ 当該営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した営業年度のうち受託等をした通貨に係る金融先物取引等の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の最も高い営業年度における当該金額の万分の〇・〇三八四に相当する金額

ロ 当該営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した営業年度のうち受託等をした預金契約に基づく債権の利率によつて算出した金融指標に係る金融先物取引等の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の最も高い営業年度における当該金額の万分の〇・〇〇四八に相当する金額

ハ 当該営業年度及び当該営業年度開始の日前二年以内に開始した営業年度のうち受託等をした手形の割引率によつて算出した金融指標に係る金融先物取引等の取引高を取引所が取引単位として定める金額に乗じて算出した金額の最も高い営業年度における当該金額の万分の〇・〇〇九六に相当する金額

ニ 既に積立てられた金融先物取引責任準備金の金額（法第八十一条第二項の規定により使用された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）

（新設）

- 一 法第五十九条第一項第一号から第三号まで、第六号（同号に規定する法第十九条第二号については、法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又は第七号の規定に該当することとなった場合
- 二 役員（法第五十九条第一項第九号に規定する役員をいう。）が法第五十九条第一項第九号イ又はロに該当することとなった事実を知った場合
- 三 純財産額が資本の額に満たなくなった場合
- 四 主要株主が法第五十九条第一項第十号又は第十一号に該当することとなった事実を知った場合
- 五 他の法人その他の団体が、持株会社（法第五十九条第一項第十号に規定する持株会社をいう。）に該当し、又は該当しないこととなった場合
- 六 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は整理開始の申立てが行われた事実を知った場合
- 七 定款を変更した場合
- 八 主要株主に異動があった場合
- 九 役員に法令又は諸規則に反する行為（以下「事故等」という。）があったことを知った場合（事故等が次に掲げる行為で過失による場合を除く。次号において同じ。）
 - イ 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により金融先物取引の受託等を行うこと。
 - ロ 通貨等又は金融指標の性格等について顧客を誤認させるよう

な勧誘をすること。

ハ 顧客の注文の執行において、事務処理を誤ること。

ニ 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること。

十 前号の事故等の詳細が判明した場合

十一 訴訟若しくは調停の当事者となった場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合

十二 外国において駐在員事務所を設置又は廃止した場合

2| 金融先物取引業者は、金融先物取引につき、その役職員が当該金融先物取引業者の業務に関し前項第九号イからニまでに掲げる行為を行うことにより生じた顧客の損失の全部又は一部を補てんするため、当該顧客に財産上の利益を提供したときは、当該提供をした日の属する月の翌月末までに、金融庁長官等に届け出なければならない。

3| 法第八十三条及び前項の規定による届出を行う金融先物取引業者は、別表第六上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならない。

(廃業等の届出)

第二十九条の三 法第八十四条第一項の規定により届出を行う者は、別表第七上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載し

(新設)

た届出書及び同表下欄に定める添付書類を金融庁長官等に提出しなければならぬ。

(廃業等の公告等)

第二十九条の四 法第八十四条第三項の規定による公告は、次のいずれかにより行うものとする。

一 官報

二 国内において時事に関する事項を総合して報道する日刊新聞紙

三 国内において産業及び経済に関する事項を全般的に報道する日刊新聞紙

2 法第八十四条第三項の規定による公告及び営業所での掲示には、同条第五項に規定する受託契約等に基づく取引の結了の方法並びに金融先物取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当該金融先物取引業者が占有する財産の返還の方法を示すものとする。

3 法第八十四条第四項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 商号又は名称

二 登録年月日及び登録番号

三 該当事由

四 該当事由の発生予定年月日

4 前項の届出書には、第二項に規定する方法を記載した書面を添付するものとする。

(新設)

(金融先物取引業協会の金融庁長官に対する協力)

第二十九条の五 金融庁長官は、法第八十五条第一項の規定による報告又は資料の提出その他必要と認める事項について、金融先物取引業協会に協力させることができる。

(新設)

(受託等に係る財産の管理方法)

第二十九条の六 金融先物取引業者は、法第九十一条第一項に規定する委託証拠金その他の保証金については、次項に定める場合を除くほか、次に掲げる方法により、自己の固有財産と区分して管理しなければならぬ。

(新設)

一 金融庁長官の指定する金融機関への預金(委託証拠金その他の保証金であることがその名義により明らかなものに限る。)

二 信託業務を営む金融機関への金銭信託(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をしたもの又は信託契約により委託者等の資産が保全されるものであって、委託証拠金その他の保証金であることがその名義により明らかなものに限る。)

三 前二号の規定は、金融先物取引業者が、特定の金融先物取引業者等(法第十二条第十二項に規定する金融先物取引業者、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項第一号に規定する銀行、証券会社及び外国証券会社(外国の法令上これらに相当する者で外国の法令を執行する当局の監督を受ける者を含む。)をい

う。以下この項において同じ。)をカバー取引相手方としてカバー取引を行い、委託者等から預託を受けた金額の範囲内で当該特定の金融先物取引業者等に委託証拠金その他の保証金として預託した額に相当する金銭については、適用しない。

2| 金融先物取引業者は、法第九十一条第一項の規定に基づき充当有価証券等(法第三十七条第五項の規定により委託証拠金に充てられる有価証券等及びその他の保証金に充てられる有価証券等をいう。以下同じ。)を管理するときは、次の各号に掲げる有価証券等の区分に応じ、当該各号に定める方法により当該充当有価証券等を管理しなければならない。

一 金融先物取引業者が保管することにより管理する有価証券等(混蔵して保管される有価証券等及び第五号に掲げる有価証券等を除く。次号において同じ。) 充当有価証券等の保管場所については自己の固有財産である有価証券等その他の充当有価証券等以外の有価証券等(以下「固有有価証券等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充当有価証券等についてどの委託者等の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 金融先物取引業者が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等 当該第三者をして、充当有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分させ、かつ、当該充当有価証券等についてどの委託者等の有価証券等であるかが直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

三 金融先物取引業者が保管することにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等に限る、第五号に掲げる有価証券等を除く。） 充当有価証券等の保管場所については固有有価証券等の保管場所と明確に区分し、かつ、当該充当有価証券等に係る各委託者等の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

四 金融先物取引業者が第三者をして保管させることにより管理する有価証券等（混蔵して保管される有価証券等に限る。） 当該第三者をして、委託者等のための口座については金融先物取引業者の自己の口座と区分する等の方法により、充当有価証券等に係る持分が直ちに判別でき、かつ、当該充当有価証券等に係る各委託者等の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させることにより管理する方法

五 金融先物取引業者と委託者等とが共有しており、保管場所の区分ができない有価証券等 各委託者等の持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管する又は第三者をして保管させることにより管理する方法

六 証券取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利 第三者において、充当有価証券等を委託者等の有価証券等として明確に管理させ、かつ、当該管理状況が自己の帳簿により直ちに把握できる状態で管理する方法

3 金融先物取引業者は、法第九十一条第二項に規定する財産については、前二項に規定するものを除くほか、これらの価額の合計額が

次の各号に掲げるものの合計額を超えないように管理しなければならない。

- 一 金融先物取引業者が所有する金銭及び有価証券等（金融先物取引の受託等に係るものとして他と区分されたものに限る。）
- 二 委託者等から預託を受けた有価証券等（前項の規定により管理する有価証券等を除く。）

三 金融庁長官の指定する金融機関への預金（金融先物取引の受託等に係るものとして他と区分されたものに限る。ただし、第一項の規定によるものを除く。）

四 信託業務を営む金融機関への金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をしたもの又は信託契約により委託者等の資産が保全されるものであって、金融先物取引の受託等に係るものとして他と区分されたものに限る。ただし、第一項の規定によるものを除く。）

（事業報告書の提出期限の承認の手続き等）

第三十条 外国法人である金融先物取引業者は、令第十八条の規定により読み替えて適用される法第七十九条第一項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 （略）

2～5 （略）

（事業報告書の提出期限の承認の手続き等）

第三十条 外国法人である金融先物取引業者は、令第六条の規定により読み替えて適用される法第七十六条の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 （略）

2～5 （略）

(外務員登録原簿の記載事項等)

第三十条の二 法第九十五条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録申請者の商号又は名称

二 外務員についての次に掲げる事項

イ 役員又は使用人の別

ロ 法第九十九条の規定により職務の停止を命ぜられたときは、

その処分の日、理由及び期間

2 法第九十五条第一項に規定する内閣府令で定める場所は、財務局又は福岡財務支局（法第一百一条第一項又は第二項の規定により、当該登録事務を金融先物取引業協会に行わせることとする金融先物取引業者の外務員に係る登録原簿については、当該金融先物取引業協会）とする。

(登録申請書の様式等)

第三十条の三 法第九十五条第三項に規定する登録申請書は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

2 法第九十五条第四項に規定する内閣府令で定める書類は、登録を受けようとする外務員に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに登録申請に係る外務員が法第九十六条第一項各号の一に該当しない者であることを当該外務員及び登録申請者が誓約する書面とする。

(新設)

(新設)

(外務員に関する届出の手續)

第三十条の四 法第九十八条第一号の規定による届出を行う金融先物取引業者は、別紙様式第七号による変更届出書を作成し、これを財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

2 法第九十八条第二号又は第三号の規定による届出を行う金融先物取引業者は、別表第八上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書に同表下欄に定める添付書類を添付して、財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

3 法第九十八条第三号により届出を行うとする金融先物取引業者は、当該外務員に法第九十九条第二号に該当する事実がある場合には、当該届出の前に法第八十三条の規定に基づき、当該事実の詳細を記載した書面を財務局長又は福岡財務支局長に届け出なければならない。

(協会の外務員登録事務)

第三十条の五 法第百一条第一項及び第二項の規定に基づき、金融先物取引業協会に、次の各号に掲げる登録に関する事務であつて当該金融先物取引業協会に所属する協会員に係るものを行わせるものとする。

一 法第九十五条第三項の規定による登録申請書の受理

二 法第九十五条第五項の規定による登録

三 法第九十五条第六項並びに法第九十六条第二項において準用する通知

(新設)

(新設)

- 四 法第九十六条第一項の規定による登録の拒否
- 五 法第九十八条の規定による届出の受理
- 六 法第九十九条の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令
- 七 法第百条の規定による登録の抹消

(財務局長等への届出)

第三十条の六 金融先物取引業協会は、法第百一条第五項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類を、当該外務員の所属する協会の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

- 一 当該外務員の所属する協会の商号又は名称
- 二 当該外務員の氏名及び生年月日
- 三 処理した登録事務の内容及び処理した年月日
- 四 前号に掲げる登録事務の内容及び職務の停止の命令又は登録の抹消である場合には、その理由

(登録手数料の額)

第三十一条 令第十九条第一項に規定する内閣府令で定める額は、千円とする。

2 令第十九条第二項ただし書の規定により、現金をもつて手数料を納付するときは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う法第九十五条第一

(新設)

(金融先物取引業協会の金融庁長官に対する協力)

第三十一条 金融庁長官は、法第七十七条第一項の規定による報告又は資料の提出その他必要と認める事項について、金融先物取引業協会に協力させることができる。

項の登録の申請により得られた納付情報により行うものとする。

(金融先物債務引受業の免許申請)

第三十一条の二 法第百十六条第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〜七 (略)

八 その他法第百十七条の四第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面

(免許申請書に添付すべき電磁的記録)

第三十一条の三 法第百十六条第三項に規定する電磁的記録は、工業標準化法に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2〜3 (略)

(兼業の承認申請)

第三十一条の四 金融先物清算機関は、法第百十九条第二項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(金融先物債務引受業の免許申請)

第三十一条の二 法第九十条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一〜七 (略)

八 その他法第九十条の四第一項の規定による審査の参考となるべき事項を記載した書面

(免許申請書に添付すべき電磁的記録)

第三十一条の三 法第九十条の三第三項に規定する電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2〜3 (略)

(兼業の承認申請)

第三十一条の四 金融先物清算機関は、法第九十条の六第二項の規定により承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(兼業業務の廃止の届出)

第三十一条の五 金融先物清算機関は、法第十九条第三項の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

- 一 法第十九条第二項の規定に基づき承認を受けた業務の種類
- 二・三 (略)

(業務方法書の記載事項)

第三十一条の六 法第二十條第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一〜三 (略)
 - 四 法第二十四条に規定する清算預託金を定める場合にあっては、次に掲げる事項
- イ・ロ (略)

(清算預託金)

第三十一条の七 法第二十四条に規定する内閣府令で定めるものは、金銭及び金融先物清算機関が業務方法書において定める有価証券であつて、当該金融先物清算機関が業務方法書の定めるところにより清算預託金として他の財産と分別して管理するものとする。

(定款又は業務方法書の変更認可申請)

(兼業業務の廃止の届出)

第三十一条の五 金融先物清算機関は、法第九十条の六第三項の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

- 一 法第九十条の六第二項の規定に基づき承認を受けた業務の種類
- 二・三 (略)

(業務方法書の記載事項)

第三十一条の六 法第九十条の七第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一〜三 (略)
 - 四 法第九十条の十一に規定する清算預託金を定める場合にあっては、次に掲げる事項
- イ・ロ (略)

(清算預託金)

第三十一条の七 法第九十条の十一に規定する内閣府令で定めるものは、金銭及び金融先物清算機関が業務方法書において定める有価証券であつて、当該金融先物清算機関が業務方法書の定めるところにより清算預託金として他の財産と分別して管理するものとする。

(定款又は業務方法書の変更認可申請)

第三十一条の八 金融先物清算機関は、法第百二十六条の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更の認可申請書にあつては、第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

一・二 (略)

三 株主総会（法第百三十五条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた会員金融先物取引所にあつては、総会）の議事録

四 (略)

(定款又は業務方法書の変更認可基準)

第三十一条の九 金融庁長官は、法第百二十六条の規定に基づく認可申請があつたときは、その申請が法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分かどうかを審査しなければならない。

(資本の額等の変更の届出)

第三十一条の十 金融先物清算機関は、法第百二十七条の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

第三十一条の八 金融先物清算機関は、法第九十条の十二の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、業務方法書の変更の認可申請書にあつては、第三号に掲げる書類を添付することを要しない。

一・二 (略)

三 株主総会（法第九十条の二十一第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた会員金融先物取引所にあつては、総会）の議事録

四 (略)

(定款又は業務方法書の変更認可基準)

第三十一条の九 金融庁長官は、法第九十条の十二の規定に基づく認可申請があつたときは、その申請が法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分かどうかを審査しなければならない。

(資本の額等の変更の届出)

第三十一条の十 金融先物清算機関は、法第九十条の十三の規定による届出を行う場合には、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

一・二 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 法第百十六條第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類

二 法第百十六條の三第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 法第百十六條第二項第三号に掲げる書類

ロ (略)

(業務に関する帳簿書類)

第三十一條の十一 法第百二十九條の規定により、金融先物清算機関は、金融先物債務引受業の業務全般を統括する営業所等において次に掲げる帳簿書類を別表第九により作成し、これを保存しなければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

(事業報告書)

第三十一條の十二 法第百三十條に規定する事業報告書は、商法第二百八十一條第一項又は商法特例法第二十一條の二十六第一項に規定する次に掲げる書類とし、金融先物清算機関は、毎営業年度終了後三月以内に、当該書類を金融庁長官に提出するものとする。

一・二 (略)

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 法第九十條の三第一項第二号又は第三号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類

二 法第九十條の三第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ 法第九十條の三第二項第三号に掲げる書類

ロ (略)

(業務に関する帳簿書類)

第三十一條の十一 法第九十條の十五の規定により、金融先物清算機関は、金融先物債務引受業の業務全般を統括する営業所等において次に掲げる帳簿書類を別表第四により作成し、これを保存しなければならない。

一〜三 (略)

2 (略)

(事業報告書)

第三十一條の十二 法第九十條の十六に規定する事業報告書は、商法第二百八十一條第一項又は商法特例法第二十一條の二十六第一項に規定する次に掲げる書類とし、金融先物清算機関は、毎営業年度終了後三月以内に、当該書類を金融庁長官に提出するものとする。

一〇四 (略)

2 (略)

3 金融先物取引所が法第百三十五条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けて金融先物清算機関として業務を行う場合にあつては、当該金融先物取引所は、第一項の期間内に、前二項に掲げる書類又はこれに相当する書類（前項第二号に掲げる書類を除く。）を提出したときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に掲げる書類（前項第二号に掲げる書類を除く。）を提出することを要しない。

（金融先物債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可申請）

第三十一条の十三 金融先物清算機関は、法第百三十四条の規定による金融先物債務引受業の廃止又は解散の決議の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会（法第百三十五条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた会員金融先物取引所にあつては、総会）の議事録

三〇五 (略)

（金融先物取引所に係る金融先物債務引受業等の兼業承認申請）

第三十一条の十四 金融先物取引所は、法第百三十五条第一項の規定

一〇四 (略)

2 (略)

3 金融先物取引所が法第九十条の二十一第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けて金融先物清算機関として業務を行う場合にあつては、当該金融先物取引所は、第一項の期間内に、前二項に掲げる書類又はこれに相当する書類（前項第二号に掲げる書類を除く。）を提出したときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に掲げる書類（前項第二号に掲げる書類を除く。）を提出することを要しない。

（金融先物債務引受業の廃止又は解散の決議に係る認可申請）

第三十一条の十三 金融先物清算機関は、法第九十条の二十の規定による金融先物債務引受業の廃止又は解散の決議の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株主総会（法第九十条の二十一第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた会員金融先物取引所にあつては、総会）の議事録

三〇五 (略)

（金融先物取引所に係る金融先物債務引受業等の兼業承認申請）

第三十一条の十四 金融先物取引所は、法第九十条の二十一第一項の

による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(公告の方法)

第三十二条 法第百三十七条の規定による監督処分公告は、官報によるものとする。

(經由官庁)

第三十三条 法第三条の免許を受けようとする者又は金融先物取引所は、法第四条第一項若しくは法第百十六条第一項に規定する免許申請書又は第三十一条の十四第一項に規定する承認申請書を内閣総理大臣に提出しようとするときは、金融庁長官を經由して提出しなければならない。

2 申請者及び金融先物取引業者は、法第五十七条に規定する登録申請書その他法及びこの省令に規定する書類（以下この条において「申請書等」という。）を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該申請者及び金融先物取引業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該申請書等及びその写し一通を当該財務事務所長又は出張所長を經由して提出しなければならない。

規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(公告の方法)

第三十二条 法第九十一条の規定による監督処分公告は、官報によるものとする。

(經由官庁)

第三十三条 法第三条の免許を受けようとする者又は金融先物取引所は、法第四条第一項若しくは法第九十条の三第一項に規定する免許申請書又は第三十一条の十四第一項に規定する承認申請書を内閣総理大臣に提出しようとするときは、金融庁長官を經由して提出しなければならない。

2 金融先物取引業者は、法第五十八条に規定する許可申請書その他法及びこの省令に規定する書類（以下この条において「申請書等」という。）を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該金融先物取引業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を經由して提出しなければならない。

(標準処理期間)

第三十五条 内閣総理大臣、金融庁長官又は金融庁長官等は、法、令又はこの命令の規定による免許、認可、登録又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 (略)

別表第一(第五条の九及び第五条の十関係)

通知、公表及び報告事項	注意事項
一、法第二条第二項第一号に規定する取引にあつては、取引件数、最初、最高、最低及び最終の成立した対価の額、その日の清算を行うために金融先物取引所が業務規程の定めるところにより算出した対価の額並びに建玉件数(決済を結了していないものの件数をいう。以下同じ。) 二、法第二条第二項第二号に規定する取引にあつては、取引件数、最初、最高、最低及び最終の	取引の種類及び先物銘柄又はオプション銘柄ごとに区分すること。

(標準処理期間)

第三十五条 内閣総理大臣、金融庁長官又は金融庁長官等は、法、令又はこの命令の規定による免許、認可、許可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 (略)

別表第一(第五条の九及び第五条の十関係)

通知、公表及び報告事項	注意事項
一、法第二条第四項第一号に規定する取引にあつては、取引件数、最初、最高、最低及び最終の成立した対価の額、その日の清算を行うために金融先物取引所が業務規程の定めるところにより算出した対価の額並びに建玉件数(決済を結了していないものの件数をいう。以下同じ。) 二、法第二条第四項第二号に規定する取引にあつては、取引件数、最初、最高、最低及び最終の	取引の種類及び先物銘柄又はオプション銘柄ごとに区分すること。

更 名称の変 商号又は 名称の更	一、新商号又は新名称 二、旧商号又は旧名称 三、変更年月日	一、変更後の定款 二、株主総会等（株主総会その他これに準ずる機関をいう。 以下この表において同じ。）	<p style="text-align: center;">別表第三（第十五条関係）</p> <p> 成立した約定数値、その日の清算を行うために金融先物取引所が業務規程の定めるところにより算出した数値並びに建玉件数 三、法第二条第二項第三号に規定する取引にあつては、取引件数、最初、最高、最低及び最終の成立した対価の額、その日の清算を行うために金融先物取引所が業務規程の定めるところにより算出した対価の額、建玉件数並びに金融オプションの行使件数 </p>
---------------------------	-------------------------------------	--	---

<p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p> 成立した約定数値、その日の清算を行うために金融先物取引所が業務規程の定めるところにより算出した数値並びに建玉件数 三、法第二条第四項第三号に規定する取引にあつては、取引件数、最初、最高、最低及び最終の成立した対価の額、その日の清算を行うために金融先物取引所が業務規程の定めるところにより算出した対価の額、建玉件数並びに金融オプションの行使件数 </p>
---	---

<p>法第五十 七条第一</p>	<p>資本の額 又は出資 の総額の 変更</p>	<p>一、変更があつた役員 の氏名</p>	<p>一、変更前の資本の額 等 二、変更後の資本の額 等 三、変更年月日 四、変更の方法 五、変更の理由</p>	<p>一、法人の登記事項証明書 二、履歴書（新任の場合のみ）</p>	<p>の議事録</p> <p>一、定款 二、株主総会等の議事録（株主 総会等の議決を必要としない 場合は、取締役会等（取締役 会その他これに類する機関を いう。以下この表において同 じ。）の議事録（委員会等設 置会社において、商法特例法 第二十一条の七第三項の取締 役会の決議による委任に基づ く執行役の決定があつたとき は、当該取締役会の議事録及 び当該決定があつたことを証 する書面。以下この表におい て同じ。） 三、資本の額の変更による純財 産額及び自己資本規制比率の 変動を記載した書面</p>
----------------------	--------------------------------------	---------------------------	--	--	---

項第三号に規定する役員の変更	二、就任又は退任年月日	一、住民票の抄本又はこれに代わる書面（新任の場合のみ。） 四、法第五十九条第一項第九号イ及びロのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面（新任の場合のみ。）
営業所又は事務所（無人の）の設置を除く。	一、設置した営業所又は事務所の名称 二、所在地 三、営業開始年月日	一、設置した営業所又は事務所の組織及び人員配置 二、営業所又は事務所の設置による純財産額及び自己資本規制比率の変動を記載した書面 三、法定帳簿を省略する場合には、その帳簿の種類
営業所又は事務所（無人の）は事務所を除く。	一、位置の変更をした営業所又は事務所の名称 二、変更後の所在地 三、変更前の所在地 四、変更年月日	位置の変更による純財産額及び自己資本規制比率の変動を記載した書面

事務所の 無人の営 業所又は 事務所の	〽の廃止 を除く。 営業所又 は事務所 を除く。	〽の名称 の変更 を除く。	〽の位置 の変更
一、設置又は廃止後の 無人の営業所又は事 務所数（所在地を管	一、廃止した営業所又 は事務所の名称 二、所在した場所 三、廃止年月日	一、新名称 二、旧名称 三、変更年月日	
	営業所又は事務所の廃止に伴う 顧客勘定の処理の内容を記載し た書面		

<p>加入する</p>	<p>金融先物 取引業協 会又は金 融先物取 引所に加 入したと き</p>	<p>設置又は 廃止</p>
<p>一、新たに加入した金</p>	<p>加入した金融先物取引 業協会又は金融先物取 引所の名称又は商号</p>	<p>轄する財務局（当該 所在地が福岡財務支 局の管轄区域内にあ る場合は、福岡財務 支局）ごとに記載す ること。） 二、無人の営業所又は 事務所を統括する営 業所又は事務所の名 称及び所在地に変更 があった場合には、 変更後の名称及び所 在地</p>
<p>取締役会等の議事録</p>	<p>取締役会等の議事録</p>	

財産の管	業務分掌の方法の変更	損失の危険の管理方法の変更	業務の内容又は方法の変更	金融先物取引業協会又は金融先物取引所の変更
一、変更の内容	一、変更の内容 二、変更年月日 三、変更の理由	一、変更の内容 二、変更年月日 三、変更の理由	一、変更の内容 二、変更年月日 三、変更の理由	融先物取引業協会又は金融先物取引所の名称又は商号 二、脱退した金融先物取引業協会又は金融先物取引所の名称又は商号 三、変更の理由
変更後の財産の管理の方法を記	変更後の業務分掌の方法を記載した書類	変更後の損失の危険の管理方法を記載した書類	変更後の業務内容及び方法を記載した書類	

理の方法 の変更	二、変更年月日 三、変更の理由	載した書類
その他業 務を開始 した場合	一、開始したその他業 務の種類 二、業務開始年月日 三、兼業の理由	一、当該業務の方法を記載した 書類 二、当該業務の損失の危険の管 理方法を記載した書類 三、当該業務を行う部署の名称 及び配置人員を記載した書面
その他業 務の廃止	一、廃止したその他業 務の種類 二、廃止年月日 三、廃止の理由	当該兼業業務の廃止に伴う顧客 勘定の処理の方法を記載した書 面

別表第四（第二十六条関係）

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
金融先物取 引注文伝票	一、市場名、種類、 取引対象通貨等、 期限、委託者等の	一、売付又は買付の別を明確に 区分すること。 二、不成立の場合は、その旨表

帳簿の種類	記載事項	記載上の注意
金融先物取 引等注文伝 票	一、市場名、種類、 取引対象通貨等、 期限、委託者名、	一、売付又は買付の別を明確に 区分すること。 二、不成立の場合は、その旨表

別表第三（第二十六条関係）

	<p>名、受託日時、受託件数又は受託金額、受託方法、売付又は買付の別、約定価格又は約定数値</p> <p>二、金融オプションの場合には、一に掲げるもののほか、権利行使の申告又は割当に係る事項</p>
<p>示の上保存すること。</p> <p>三、市場名には、受託契約に係る金融先物市場名若しくは海外金融先物市場名又はそれらの市場を開設するものの名称を記載すること。</p> <p>店頭金融先物取引の場合には、市場名に代えて当該取引である旨を記載すること。(以下別表第四において同じ。)</p> <p>四、期限を設けていない場合は当該事項に係る記載を要しない。(以下別表第四において同じ。)</p> <p>五、受託日時には、受託契約を締結した日付及び時刻を記載すること。</p> <p>六、受託方法には、受託(一般顧客を相手方として店頭金融先物を行なう場合は、その旨)、取引業者、媒介、取次ぎ又は代理の別並びに成行又は</p>	
	<p>受託日時、受託件数、受託方法、売付又は買付の別、約定価格、約定数値、取扱者</p> <p>二、金融オプションの場合には、一に掲げるもののほか、権利行使の申告又は割当に係る事項</p>
<p>示の上保存すること。</p> <p>三、市場名には、受託契約に係る金融先物市場名若しくは海外金融先物市場名又はそれらの市場を開設するものの名称を記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p>四、受託日時には、受託契約を締結した日付及び時刻を記載すること。</p> <p>五、受託方法には、受託、媒介、取次ぎ又は代理の別並びに成行又は対価の額若しくは数値の指定の別(対価の額又は数値の指定の場合にあっては</p>	

対価の額若しくは数値の指定の別（対価の額又は数値の指定の場合にあつては、当該対価の額又は数値）を記載すること。

七、金融オプションの場合には、権利行使価格を記載するとともに、「種類」にプット（権利の行使により売主としての地位を取得するもの。）又はコール（権利の行使により買主としての地位を取得するもの。）の別を記載すること。

また、権利行使の申告を受け又は顧客に割当の通知を行ったときは、権利行使の申告を受け又は割当の通知を行った日付及び時刻を「受託日時」として記載すること。

八、ストラテジー取引（全上場商品を対象として、上場商品に係る取引の組み合わせを定

、当該対価の額又は数値）を記載すること。

六、金融オプションの場合には、権利行使価格を記載するとともに、「種類」にプット（権利の行使により売主としての地位を取得するもの。）又はコール（権利の行使により買主としての地位を取得するもの。）の別を記載すること。

また、権利行使の申告を受け又は顧客に割当の通知を行ったときは、権利行使の申告を受け又は割当の通知を行った日付及び時刻を「受託日時」として記載すること。

七、ストラテジー取引（全上場商品を対象として、上場商品に係る取引の組み合わせを定

金融先物取引元帳	
<p>一、取引成立日、委託者等の名、市場名、種類、取引対象通貨等、期限、取引件数又は取引金額（新規の売付若しくは転売又は新規の買付若しくは買戻し）、約定価格又は約定数値</p>	
<p>二、金融オプションの場合には、権利行使又は割当により売付又は買付取引が成立した日付は「取引成立日」として記</p>	<p>型化し、複数の取引を同時に成立させる取引であつて金融先物取引所の定めるもの）の場合には、その種類名を記載し、当該取引について顧客から特別の指示を受けたときは、当該指示事項を記載すること。</p> <p>九、注文の有効期間又は約定の条件等について顧客から特別の指示を受けたときは、当該指示事項を記載すること。</p>
金融先物取引等元帳	
<p>一、取引成立日時、委託者名、市場名、種類、取引対象通貨等、期限、取引件数（新規の売付若しくは転売又は新規の買付若しくは買戻し）、約定価格又は約定数値、清算価格又は</p>	
<p>二、金融オプションの場合には、権利行使又は割当により売付又は買付取引が成立した日付及び時刻は「取引成立日時</p>	<p>型化し、複数の取引を同時に成立させる取引であつて金融先物取引所の定めるもの）の場合には、その種類名を記載し、当該取引について顧客から特別の指示を受けたときは、当該指示事項を記載すること。</p> <p>八、注文の有効期間又は約定の条件等について顧客から特別の指示を受けたときは、当該指示事項を記載すること。</p>

<p>証拠金等元 帳</p>	
<p>一、委託者等の名、市場名、日付、証拠金額（受入額、返戻額、差引現在額）、有価証券等</p>	<p>、清算価格又は清算数値、評価損益又は決済損益、委託手数料</p> <p>二、金融オプションの場合には、一に掲げるもののほか、権利行使の申告又は割当に係る事項</p>
<p>一、委託者等の別に区別して記載すること。</p> <p>二、証拠金額は、預託先（金融先物取引業者自らが預託先となる場合を含む。）別に区別</p>	<p>載すること。</p> <p>三、種類、取引対象通貨等及び期限の別に区別して記載すること。</p> <p>四、転売又は買戻しの場合には、原取引も併せて記載すること。</p> <p>五、最終の売建玉又は最終の買建玉については、清算価格又は数値に代えて最終の決済の価格又は数値を記載すること。</p> <p>六、通貨等に係る取引において、通貨間の金利差が発生している場合には、未決済の金利差額又は決済金利差額を記載すること。</p>
<p>証拠金等元 帳</p>	
<p>一、委託者名、市場名、日付、証拠金額（受入額、返戻額、差引現在額）、有価証券等（銘柄）</p>	<p>清算数値、評価損益又は決済損益、委託手数料</p> <p>二、金融オプションの場合には、一に掲げるもののほか、権利行使の申告又は割当に係る事項</p>
<p>一、委託者別に区別して記載すること。</p> <p>二、証拠金額は、預託先（金融先物取引業者自らが預託先となる場合を含む。）別に区別</p>	<p>として記載すること。</p> <p>三、種類、取引対象通貨等及び期限の別に区分して記載すること。</p> <p>四、転売又は買戻しの場合には、原取引も併せて記載すること。</p> <p>五、最終の売建玉又は最終の買建玉については、清算価格又は数値に代えて最終の決済の価格又は数値を記載すること。</p> <p>（新設）</p>

<p>(銘柄、数量、充当価格)</p> <p>二、一律方式（一取引当たりの証拠金額が一定額である証拠金額の算出方法であつて金融先物取引所又は金融先物取引業者の定めるもの。）を採用する委託者等については、一に掲げるもののほか、証拠金必要額</p> <p>三、スパン方式（建玉の種類、取引対象通貨等、期限、数量その他の状況から算出されるリスクの額に応じた証拠金額の算出方法であつて金融先物取引所又は金融</p>	<p>して記載すること。</p> <p>三、証拠金額の受入額、返戻額及び差引現在額には、本邦通貨、外国通貨又は有価証券等の別及び合計を記載すること。</p> <p>四、証拠金には、その他の保証金も含む。</p> <p>五、一律方式を採用する委託者等及びスパン方式を採用する委託者等に係る記載すべき事項については、委託者等ごとの合計額を記載することとし、これを別帳とすることができる。</p> <p>六、計算上の利益の払出額については、払出現在額を記載すること。</p>
<p>銘柄、数量、充当価格)</p> <p>二、一律方式（一取引当たりの証拠金額が一定額である証拠金額の算出方法であつて金融先物取引所の定めるもの。）を採用する委託者については、一に掲げるもののほか、証拠金必要額</p> <p>三、スパン方式（建玉の種類、取引対象通貨等、期限、数量その他の状況から算出されるリスクの額に応じた証拠金額の算出方法であつて金融先物取引所の定める</p>	<p>して記載すること。</p> <p>三、証拠金額の受入額、返戻額及び差引現在額には、本邦通貨、外国通貨又は有価証券等の別及び合計を記載すること。</p> <p>四、証拠金には、その他の保証金も含む。</p> <p>五、一律方式を採用する委託者及びスパン方式を採用する委託者に係る記載すべき事項については、委託者ごとの合計額を記載することとし、これを別帳とすることができる。</p> <p>六、計算上の利益の払出額については、払出現在額を記載すること。</p>

	<p>金融先物取引建玉残高帳</p>
<p>先物取引業者の定めるもの。)を採用する委託者等については、一に掲げるもののほか、証拠金必要額、評価損益、オプション価値、計算上の利益の払出額</p>	<p>一、委託者等の名、日付、市場名、種類、取引対象通貨等、期限、前日建玉又は未決済金額、本日取引件数又は取引金額(新規の売付若しくは転売又は新規の買付若しくは買戻し)、本日建玉又は未決済金額</p> <p>二、金融オプション</p>
	<p>一、自己の計算によるものと委託者等の計算によるものとは、区別して記載すること。 二、委託者等の別に区別して記載すること。 三、種類、取引対象通貨等及び期限の別に区別して記載すること。 四、前日建玉及び本日建玉又は未決済金額は、売付及び買付の別に区別して記載すること。</p>
	<p>金融先物取引等建玉残高帳</p>
<p>もの。)を採用する委託者については、一に掲げるもののほか、証拠金必要額、評価損益、オプション価値、計算上の利益の払出額</p>	<p>一、委託者名、日付、市場名、種類、取引対象通貨等、期限、前日建玉、本日取引件数(新規の売付若しくは転売又は新規の買付若しくは買戻し)、本日建玉</p> <p>二、金融オプション</p>
	<p>一、自己の計算によるものと委託者の計算によるものとは、区別して記載すること。 二、委託者別に区別して記載すること。 三、種類、取引対象通貨等及び期限別に区別して記載すること。 四、前日建玉及び本日建玉は、売付及び買付の別に区別して記載すること。</p>

<p>金融先物取引業勘定元帳</p>	
<p>一、受託業務に係る勘定については、預り金、預り有価証券等、受入証拠金、同充当有価証券等、受入その他保証金、同充当有価証券等、差入又は受入取引差金、立替及び預りプレミアム、未収及び未払金、仮払及び仮受金</p> <p>二、自己に係る勘定については、差入取引証拠金、同充当有価証券等、差</p>	<p>の場合には、一に掲げるもののほか、権利行使の申告又は割当に係る事項</p>
<p>一、会員金融先物取引所に係る勘定については、「金融先物取引所株式」を「出資金」に改めて記載すること。</p> <p>二、受託業務に係る勘定、自己に係る勘定、取引所に係る勘定及び取引業協会に係る勘定については、特に記載を要する事項を追加して差し支えない。</p>	
<p>金融先物取引業勘定元帳</p>	
<p>一、受託業務に係る勘定については、預り金、預り有価証券等、受入証拠金、同充当有価証券等、受入その他保証金、同充当有価証券等、差入又は受入取引差金、立替及び預りプレミアム、未収及び未払金、仮払及び仮受金</p> <p>二、自己に係る勘定については、差入取引証拠金、同充当有価証券等、差</p>	<p>の場合には、一に掲げるもののほか、権利行使の申告又は割当に係る事項</p>
<p>一、会員金融先物取引所に係る勘定については、「金融先物取引所株式」を「出資金」に改めて記載すること。</p> <p>二、受託業務に係る勘定、自己に係る勘定、取引所に係る勘定及び取引業協会に係る勘定については、特に記載を要する事項を追加して差し支えない。</p>	

入証拠金、同充当
有価証券等、差入
その他保証金、同
充当有価証券等、
差入又は受入取引
差金、オプション
資産及び負債

三、株式会社金融先
物取引所に係る勘
定については、金
融先物取引所株式
、信認金、同充当
有価証券等、清算
預託金、同充当有
価証券等

四、取引業協会に係
る勘定については
、取引業協会預託
金、金融先物取引
責任準備金預託額
、同当期末繰入額

五、金融先物取引責
任準備金

入証拠金、同充当
有価証券等、差入
その他保証金、同
充当有価証券等、
差入又は受入取引
差金、オプション
資産及び負債

三、株式会社金融先
物取引所に係る勘
定については、金
融先物取引所株式
、信認金、同充当
有価証券等、清算
預託金、同充当有
価証券等

四、取引業協会に係
る勘定については
、取引業協会預託
金、金融先物取引
責任準備金預託額
、同当期末繰入額

五、金融先物取引責
任準備金

六、その他の勘定

六、その他の勘定

別表第五(第二十七条関係)

(新設)

記載事項	記載要領
重要な会計方針	有価証券の評価方法、固定資産の減価償却の方法、引当金の計上基準その他の重要な会計方針(会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他財務諸表作成のための基本となる事項をいう。)を記載する。
会計方針の変更	会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を、表示方法を変更した場合には、その内容を記載する。
貸借対照表に関する注記	次に掲げる事項を記載する。 一、担保に供されている有価証券その他の資産及び担保として預託を受けている有価証券その他の資産の時価 二、偶発債務(債務の保証(債務の保証と同様の効果を有するものを含む。)、係争事件に係る賠償

	<p>義務その他現実に発生していない債務で、将来において会社の負担となる可能性のあるものをいう。</p> <p>）の内容及び金額</p> <p>三、関係会社に対する資産及び負債の内容及び金額</p> <p>四、その他貸借対照表により会社の財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p>
<p>損益計算書に関する注記</p>	<p>次に掲げる事項を記載する。</p> <p>一、受入手数料の内訳</p> <p>二、金融先物自己取引損益の内訳（実現損益及び評価損益の内訳を含む。）</p> <p>三、金融収益及び金融費用の内訳</p> <p>四、販売費・一般管理費の内訳</p> <p>五、その他損益計算書により会社の損益の状態を正確に判断するために必要な事項</p>
<p>有価証券に関する注記</p>	<p>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</p> <p>第八条の七（第五項を除く。）の規定に準じて記載する。</p>
<p>デリバティブ取引に関する注記</p>	<p>財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則</p> <p>第八条の八（第一項ただし書及び第一号を除く。）の規定に準じて記載する。</p>

益	一株当たり利	一株当たり当期純利益又は当期純損失の金額を記載する。
---	--------	----------------------------

別表第六（第二十九条の二関係）

届出事項	記載事項	添付書類
金融先物取引業を休止し、又は再開したとき	一、金融先物取引業を休止又は再開した営業所又は事務所の名称 二、休止の期間又は再開の年月日 三、休止又は再開の理由	休止期間中における顧客勘定の処理の方法を記載した書面（再開の場合を除く。）
他の法人と合併したとき	一、合併の相手方の商号又は名称 二、合併年月日 三、合併の方法 四、合併の理由	一、合併の契約書の写し 二、株主総会等（株主総会その他これに準ずるものをいう。以下この表において同じ。）の議事録 三、当事者の最近の貸借対照表

（新設）

<p>他の法人から事業の全部又は一部を譲り受け</p>	<p>分割により事業の全部又は一部を承継したとき</p>	
<p>一、譲り受けの相手方の商号又は名称 二、譲り受けた年月日 三、譲り受けた事業の内容 四、譲り受けた理由</p>	<p>一、分割の相手方の商号又は名称 二、分割の年月日 三、承継した事業の内容 四、分割の理由</p>	
<p>一、事業の譲り受けの契約書の写し 二、株主総会等の議事録（事業の一部を譲り受けるときは取締役会等（取締役</p>	<p>一、分割契約書の写し 二、株主総会等の議事録 三、当事者の最近の貸借対照表 四、分割後の純財産額、自己資本規制比率を記載した書面 五、分割の手續を記載した書面</p>	<p>四、合併後の純財産額及び自己資本規制比率を記載した書面 五、顧客勘定の処理方法を記載した書面 六、合併の手續きを記載した書面</p>

<p>権（法第 主の議決 その総株</p>	<p>たとき</p>
<p>及び総株主の議決権に占 二、保有される議決権の数 一、他の一の法人等の名称</p>	
<p>た書類 等の業務の概要を記載し 一、議決権を保有する法人</p>	<p>役会その他これに類する 機関をいう。以下この表 において同じ。）の議事 録（委員会等設置会社 において、商法特例法第二 十一条の七第三項の取締 役会の決議による委任に 基づく執行役の決定があ ったときは、当該取締役 会の議事録及び当該決定 があったことを証する書 面） 三、当事者の最近の貸借対 照表 四、事業の譲り受け後の純 財産額、自己資本規制比 率を記載した書面 五、事業の譲り受けの手續 きを記載した書面</p>

<p>五十九条 第二項に 規定する 議決権を いう。以 下この項 において 同じ。） の過半数 が他の一 の法人そ の他の団 体に保有 されるこ となつ たとき</p>	<p>破産手続 開始、再 生手続開 始、更生 手続開始 又は整理</p>
<p>める当該議決権の数の割 合 三、保有されることとなつ た年月日</p>	<p>一、破産手続開始の決定、 再生手続開始、更生手続 開始又は整理開始の申立 てを行った年月日 二、破産手続開始、再生手 続開始、更生手続開始又</p>
<p>二、議決権を保有する法人 等及びその主要株主の保 有する議決権の総数を記 載した書類</p>	<p>破産手続開始の決定、再生 手続開始、更生手続開始又 は整理開始の申立てに係る 書面の写し</p>

開始の申立てを行つたとき	は整理開始の申立てを行つた理由	
法第五十九條第一項第一号の規定に該当することとなつた場合	一、法第五十六條各号に掲げる者でなくなつた年月日 二、法第五十六條各号に掲げる者でなくなつた理由	一、法人の登記事項証明書 二、株主總會等の議事録
法第五十九條第一項第二号の規定に該当することとなつた場合	一、資本の額が政令で定める金額に満たなくなつた年月日 二、資本の額が政令で定める金額に満たなくなつた理由	一、法人の登記事項証明書 二、株主總會等の議事録
法第五十九條第一項第三号	一、純財産額が政令で定める資本の額に満たなくなつた年月日	純財産額が政令で定める資本の額に満たなくなつた日の純財産額を算出した書面

<p>法第五十</p>	<p>の規定に 該当する こととな った場合</p>	<p>二、純財産額が政令で定め る資本の額に満たなくな った理由</p>
<p>一、違反した法令の規定</p>	<p>一、免許等の内容（法第十 九条第二号に該当する場 合に限る。） 二、免許等を受けた又は会 員等となった若しくは取 引資格を与えられた年月 日 三、免許等の取消し又は除 名若しくは取引資格の取 消しをされた年月日 四、免許等の取消し又は除 名若しくは取引資格の取 消しをされた事業の内容 五、免許等の取消し又は除 名若しくは取引資格の取 消しをされた理由</p>	<p>一、免許等の取消しを命ず る書類の写し若しくはこ れに代わる書面又は除名 若しくは取引資格の取消 しを示す書面の写し又は これに代わる書面 二、免許等の取消し又は除 名若しくは取引資格の取 消しが外国で行われた場 合にあつては、根拠法令 とその訳文</p>
<p>一、確定判決書の写し</p>		

<p>九条第一 項第七号 の規定に 該当する こととな った場合</p>	<p>二、刑の確定した年月日及び罰金の額</p>
<p>役員（法 第五十九 条第一項 第九号に 規定する 役員をい う。以下 この表に おいて同 じ。） 主要株主 （第十二 条第八号 に規定す る主要株 主をいう</p>	<p>一、該当者氏名 二、後見開始の審判又は保 佐開始の審判を受けた年 月日</p>
<p>後見開始の審判又は保 佐開始の審判に関する書面</p>	<p>二、事件の概要を記載した 書面</p>

主要株 主に異動 があつた 場合の項 を除き、 以下この 表におい て同じ。)である 個人の法 定代理人 又は主要 株主であ る法人を 代表する 役員が法 第十九条 第五号イ の規定に 該当する こととな った場合

役員、主 要株主で ある個人 若しくは その法定	役員、主 要株主で ある個人 若しくは その法定 代理人又 は主要株 主である 法人を代 表する役 員が法第 十九条第 五号口の 規定に該 当するこ ととなつ た場合	一、該当者氏名 二、刑の確定年月日及び刑 の種類	一、該当者氏名 二、破産手続開始の決定を 受けた年月日	確定判決書の写し又は確定 判決の内容を記載した書面	破産手続開始の決定の裁判 書の写し又は破産手続開始 決定の内容を記載した書面
--------------------------------------	---	--------------------------------	-----------------------------------	------------------------------	--

代理人又 は主要株 主である 法人を代 表する役 員が法第 十九条第 五号ハの 規定に該 当するこ ととなつ た場合	
役員、主 要株主で ある個人 若しくは その法定 代理人又 は主要株 主である 法人を代 表する役	一、該当者氏名 二、免許の取消し又は除名 若しくは取引資格の取消 しをされた年月日 三、免許の取消し又は除名 若しくは取引資格の取消 しをされた理由
	免許の取消し又は除名若し くは取引資格の取消しが外 国で行われた場合は、根拠 法令とその訳文

員が法第 十九条第 五号ホ、 へ、チ又 はりに該 当するこ となつ た場合	役員、主 要株主で ある個人 若しくは その法定 代理人又 は主要株 主である 法人を代 表する役 員が法第 十九条第 五号トの 規定に該
	一、該当者氏名 二、解任命令を受けた年月 日 三、解任命令を受けた理由

役員、主 要株主で ある個人 若しくは その法定 代理人又 は主要株 主である 法人を代 表する役 員が法第 五十九条 第一項第 九号ロの 規定に該 当するこ ととなつ た場合	当するこ ととなつ た場合
	一、該当者の氏名 二、刑の確定年月日及び刑 の種類
	確定判決書の写し又は確定 判決の内容を記載した書面

持株会社	<p>純財産額が資本の額に満たなくなつた場合</p>	<p>法第五十九条第一項第十一号に該当することとなつた場合</p>	<p>法第五十九条第一項第十一号に該当することとなつた場合</p>
<p>一、該当することとなつた</p>	<p>一、純財産額が資本の額に満たなくなつた年月日 二、純財産額が資本の額に満たなくなつた理由</p>	<p>一、違反した法令の規定 二、刑の確定した年月日及び罰金の額</p>	<p>一、登録等の内容 二、当該登録等の年月日 三、登録等の取消しをされた年月日 四、取消しをされた業務の内容</p>
	<p>純財産額を算出した書面</p>	<p>一、確定判決書の写し 二、事件の概要を記載した書面</p>	<p>一、取消しを命ずる書類の写し又はこれに代わる書面 二、外国において登録等を取り消された場合は当該外国の法令とその訳文</p>

主要株主	定款を 変更した場 合	破産手続 開始、再 生手続開 始、更生 手続開始 又は整理 開始の申 立てが行 われた事 実を知つ た場合	に該当し 、又は該 当しない こととな った場合
一、主要株主でなくなった	一、変更の内容 二、変更の年月日 三、変更の理由	一、破産手続開始、再生手 続開始、更生手続開始又 は整理開始の申立てが行 われた年月日 二、破産手続開始、再生手 続開始、更生手続開始又 は整理開始の申立てを行 った者の商号又は名称 三、申立ての理由	又は該当しなくなった持 株会社の商号又は名称 二、持株会社に該当し、又 は該当しなくなった年月 日
異動の前後の主要株主一覧	一、株主総会等の議事録 二、変更後の定款の写し		

	<p>(第十二 条第六号 に規定す る主要株 主をいう 。以下こ の項にお いて同じ 。) に異 動があつ た場合</p>
<p>ホ、異動のあつた年月日 の關係</p> <p>ニ、金融先物取引業者と ハ、職業又は業種 ロ、住所又は所在地 イ、氏名又は商号若しく は名称</p>	<p>当該株主 イ、氏名又は商号若しく は名称</p> <p>ロ、異動の前後の保有す る議決権（法第五十九 条第二項に規定する議 決権をいう。以下この 項において同じ。）の 数</p> <p>ハ、異動の前後の総株主 の議決権に占める保有 する議決権の数の割合</p> <p>ニ、異動のあつた年月日</p> <p>ニ、主要株主でない者が主 要株主となつた当該株主</p>
	<p>表</p>

<p>調停の当 訴訟又は</p>	<p>役員に 法令又は 諸規則に 反する行 為があつ たことを 知った場 合</p>	<p>役員に 法令又は 諸規則に 反する行 為があつ たことを 知った場 合</p>
<p>一、訴訟当事者（原告及び 被告）又は調停当事者の</p>	<p>一、事故等が発生した営業 所又は事務所の名称 二、事故等を惹起した役職 員の氏名及び役職名 三、事故等の詳細 四、社内処分を行った場合 はその内容 五、事故等による損失を補 てんした場合には、提供 した財産上の利益の額</p>	<p>一、事故等が発生した営業 所又は事務所の名称 二、事故等を惹起した役職 員の氏名及び役職名 三、事故等の概要 四、事故等による損失を補 てんする場合には、提供 しようとする財産上の利 益の額</p>

<p>駐在員事務所を廃</p>	<p>駐在員事務所を設置した場合</p>	<p>訴訟又は調停が終了した場合</p>	<p>事者となつた場合</p>
<p>一、事務所の名称及び所在地</p>	<p>一、事務所の名称及び所在地 二、設置年月日 三、設置の理由 四、組織及び人員配置 五、現地における手続の概要</p>	<p>一、訴訟当事者（原告及び被告）又は調停当事者の住所及び氏名又は名称 二、終結の日 三、判決又は和解の内容</p>	<p>住所及び氏名又は名称 二、訴訟提起（被提起）年月日又は調停申立（被申立）年月日 三、管轄裁判所名 四、事件の内容</p>

届出事項	記載事項	添付書類
別表第七（第二十九条の三関係）	第二十九条の二第一項第八号イからニまでに掲げる行為により生じた損失の補てんをするため、顧客に財産上の利益を提供したとき	一、事故等の概要 二、提供した財産上の利益の額
		止した場合 二、廃止年月日 三、廃止の理由

（新設）

<p>金融先物 取引業を 廃止した とき</p>	<p>合併によ り消滅し たとき</p>	<p>破産手続 開始によ り解散し たとき</p>
<p>一、廃止年月日 二、廃止の理由</p>	<p>一、合併の相手方の商号又は名称 二、合併年月日 三、合併の方法 四、合併の理由</p>	<p>一、破産手続開始の申立てを行った年月日 二、破産手続開始の決定を受けた年月日</p>
<p>一、株主総会その他これに類する機関又は取締役会 他これに類する機関の議事録 二、顧客に対する債権債務の清算の方法を記載した書面</p>	<p>一、合併の契約書の写し 二、株主総会の議事録 三、顧客に対する債権債務の合併後存続する会社への承継方法を記載した書面 四、合併の手続きを記載した書面</p>	<p>一、裁判所の破産手続開始の決定文の写し 二、顧客に対する債権債務の清算の方法を記載した書面</p>

<p>合併及び 破産手続 開始以外 の理由に より解散 したとき</p>	<p>一、解散年月日 二、解散の理由</p>	<p>一、株主総会の議事録 二、顧客に対する債権債務 の清算の方法を記載した 書面</p>
<p>分割によ り事業の 全部又は 一部を承 継させた とき</p>	<p>一、承継先の商号又は名称 二、分割の年月日 三、分割の理由</p>	<p>一、分割計画書又は分割契 約書 二、株主総会の議事録 三、顧客に対する債権債務 の承継先への引継ぎ方法 を記載した書面</p>
<p>営業の全 部又は一 部を譲渡 したとき</p>	<p>一、譲渡先の商号又は名称 二、譲渡年月日 三、譲渡の理由</p>	<p>一、営業譲渡の契約書の写 し 二、株主総会の議事録 三、顧客に対する債権債務 の譲渡先への引継ぎ方法 を記載した書面</p>

別表第八(第三十条の四関係)

届出事項	記載事項	添付書類
法第十九条第五号イの規定に該当することとなつたとき	一、該当者氏名 二、後見開始の審判又は保佐開始の審判の年月日	後見開始の審判又は保佐開始の審判に関する書面
法第十九条第五号ロの規定に該当することとなつたとき	一、該当者氏名 二、破産手続開始の決定年月日	破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始決定の内容を記載した書面
法第十九条第五号ハの規定	一、該当者氏名 二、刑の確定年月日及び刑の種類	確定判決書の写し又は確定判決の内容を記載した書面

(新設)

別表第九 (第三十一条の十一関係)	に該当す ることと なつたと き	退職その 他の理由 により外 務員の職 務を行わ ないこと となつた とき	一、該当者氏名 二、外務員の職務を行わな いこととなつた理由

別表第四 (第三十一条の十一関係)	
----------------------	--

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改正案	現行
<p>(定義) 第八条 (略) 2～8 (略)</p> <p>9 この規則において「先物取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第二項第一号及び第二号に規定する取引所金融先物取引（海外金融先物市場（同条第三項に規定する海外金融先物市場をいう。次項において同じ。）における類似の取引を含む。）</u></p> <p>三 (略)</p> <p>10 この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融先物取引法<u>第二条第二項第三号に規定する取引所金融先物取引（海外金融先物市場における類似の取引を含む。）</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 第一号から第三号に掲げる取引に類似する取引（有価証券市場（法第二条第十七項に規定する有価証券市場をいう。）、外国有価証券市場、金融先物市場（金融先物取引法<u>第二条第三項に規定</u></p>	<p>(定義) 第八条 (略) 2～8 (略)</p> <p>9 この規則において「先物取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引（海外金融先物市場（同条第十一項に規定する海外金融先物市場をいう。次項において同じ。）における類似の取引を含む。）</u></p> <p>三 (略)</p> <p>10 この規則において「オプション取引」とは、次に掲げる取引をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融先物取引法<u>第二条第四項第三号に規定する金融先物取引（海外金融先物市場における類似の取引を含む。）</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 第一号から第三号に掲げる取引に類似する取引（有価証券市場（法第二条第十七項に規定する有価証券市場をいう。）、外国有価証券市場、金融先物市場（金融先物取引法<u>第二条第八項に規定</u></p>

11
§
21
する金融先物市場をいう。）、海外金融先物市場、商品市場又は
外国商品市場における取引（以下この条及び第八条の八において
「市場取引」という。）以外の取引を含む。）

11
§
21
する金融先物市場をいう。）、海外金融先物市場、商品市場又は
外国商品市場における取引（以下この条及び第八条の八において
「市場取引」という。）以外の取引を含む。）

改正案	現行
<p>（弊害防止措置の適用除外の承認申請） 第十一条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に規定する内部管理に関する業務とは次に掲げる業務をいう。</p> <p>一 法令遵守管理（証券会社等の業務が法令（外国の法令を含む。））、法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）又は証券業協会、証券取引所、金融先物取引所（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第六項に規定する金融先物取引所をいう。</u>）若しくは商品取引所（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）<u>第二条第一項に規定する商品取引所をいう。</u>）の定款その他の規則（外国の法令に基づくこれらに相当する協会又は取引所の定款その他の規則を含む。）（以下この項において「法令等」という。）に適合するかしないかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させることをいう。）に関する業務</p> <p>二六（略）</p> <p>4（略）</p>	<p>（弊害防止措置の適用除外の承認申請） 第十一条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に規定する内部管理に関する業務とは次に掲げる業務をいう。</p> <p>一 法令遵守管理（証券会社等の業務が法令（外国の法令を含む。））、法令に基づく行政官庁の処分（外国の法令に基づく同様の処分を含む。）又は証券業協会、証券取引所、金融先物取引所（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第七項に規定する金融先物取引所をいう。</u>）若しくは商品取引所（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）<u>第二条第一項に規定する商品取引所をいう。</u>）の定款その他の規則（外国の法令に基づくこれらに相当する協会又は取引所の定款その他の規則を含む。）（以下この項において「法令等」という。）に適合するかしないかを判断すること及び当該法令等を役職員に遵守させることをいう。）に関する業務</p> <p>二六（略）</p> <p>4（略）</p>

○ 預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）

改正案	現行
<p>（負担金の額の計算上除かれる負債）</p> <p>第三十二条 法第二百二十二条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融先物取引責任準備金（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第八十一条</u>第一項に規定する金融先物取引責任準備金をいう。）</p> <p>三〇五 (略)</p>	<p>（負担金の額の計算上除かれる負債）</p> <p>第三十二条 法第二百二十二条第三項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融先物取引責任準備金（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第八十二条</u>第一項に規定する金融先物取引責任準備金をいう。）</p> <p>三〇五 (略)</p>

○ 農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和四十八年・大蔵省・農林省令第一号）

改正案	現行
<p>（負担金の額の計算上除かれる負債）</p> <p>第三十三条 法第一百七条第二項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 金融先物取引責任準備金（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第八十一条第一項に規定する金融先物取引責任準備金をいう。）</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（負担金の額の計算上除かれる負債）</p> <p>第三十三条 法第一百七条第二項に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 金融先物取引責任準備金（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第八十二条第一項に規定する金融先物取引責任準備金をいう。）</p> <p>三〇五 （略）</p>

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

改正案	現行
<p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第二条 法第三十三条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合</p> <p>イ〜へ（略）</p> <p>ト 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五十六条の規定による登録を受けて行う金融先物取引業</p> <p>二〜四（略）</p> <p>（労働金庫の付随業務）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2〜4（略）</p> <p>5 法第五十八条第二項第十八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、一般顧客（金融先物取引法第二条第十一项第二号に規定する一般顧客をいう。）と相対での店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）に該当する取引を除く。）とする。</p>	<p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第二条 法第三十三条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合</p> <p>イ〜へ（略）</p> <p>ト 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五十六条の規定による許可を受けて行う金融先物取引業</p> <p>二〜四（略）</p> <p>（労働金庫の付随業務）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2〜4（略）</p> <p>5 法第五十八条第二項第十八号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>

一〇三 (略)

四 店頭金融先物取引(第一号から第二号までに該当するものを除く。)

五〇七 (略)

八 オプション取引(当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二條第二項に規定する取引所金融先物取引等(以下「取引所金融先物取引等」という。)に該当するものを除く。)をいう。)

6 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十一條の三 金庫は、銀行法第十二條の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一〇四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が入金時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が入金時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

一〇三 (略)

四 店頭金融先物取引(金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二條第五項に規定する店頭金融先物取引をいう。)

五〇七 (略)

八 オプション取引(当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二條第一項に規定する金融先物取引等(以下「金融先物取引等」という。)に該当するものを除く。)をいう。)

6 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十一條の三 金庫は、銀行法第十二條の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一〇四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が入金時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が入金時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 金融先物取引

ロ ホ (略)

六 (略)

256 (略)

イ 金融先物取引等

ロ ホ (略)

六 (略)

256 (略)

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>（損失補てん等を行うことができる信託契約）</p> <p>第二十九条 法第五条ノ四に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第二項</u>に規定する取引所金融先物取引等に係る権利</p> <p>十〇十二（略）</p>	<p>（損失補てん等を行うことができる信託契約）</p> <p>第二十九条 法第五条ノ四に規定する内閣府令で定める信託契約は、当該信託契約に係る信託財産の総額の二分の一を超える額を次に掲げる資産に投資することを目的とする信託契約以外の信託契約とする。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十一項</u>に規定する金融先物取引等に係る権利</p> <p>十〇十二（略）</p>

改正案	現行
<p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第四条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>ヘ 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五十六条の規定による登録を受けて行う金融先物取引業</p> <p>ト（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（信用金庫の付随業務）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 法第五十三条第三項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、一般顧客（金融先物取引法第二条第十一项第二号に規定する一般顧客をいう。）と相対での店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）に該当</p>	<p>（定款の変更等の認可を要しない場合）</p> <p>第四条 法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合</p> <p>イ ホ（略）</p> <p>ヘ 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五十六条の規定による許可を受けて行う金融先物取引業</p> <p>ト（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（信用金庫の付随業務）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 法第五十三条第三項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>

する取引を除く。)とする。

一〇三 (略)

四 店頭金融先物取引(第一号から第三号までに該当するものを除く。)

五〇七 (略)

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等(以下「取引所金融先物取引等」という。))に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。)

6 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十五条の二の二 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一〇四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預

一〇三 (略)

四 金融先物取引法第二条第五項に規定する店頭金融先物取引(以下「店頭金融先物取引」という。)

五〇七 (略)

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引(店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等(以下「金融先物取引等」という。))に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。)

6 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十五条の二の二 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一〇四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預

当該商品に関する詳細な説明

イ 金融先物取引

ロ～ホ (略)

256 (略)

(特定取引勘定)

第十五条の五の三 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、有価証券における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一～十五 (略)

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は取引所金融先物取引等に類似し、又は密接に関連する取引

3・4 (略)

5 特定取引勘定設置信用金庫連合会は、特定取引のうち事業年度終了相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一 取引所金融先物取引等 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所又は同条第三項に規定する海外金融先物市場に

当該商品に関する詳細な説明

イ 金融先物取引等

ロ～ホ (略)

256 (略)

(特定取引勘定)

第十五条の五の三 (略)

2 前項の特定取引とは、信用金庫連合会が金利、通貨の価格、有価証券における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一～十五 (略)

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は金融先物取引等に類似し、又は密接に関連する取引

3・4 (略)

5 特定取引勘定設置信用金庫連合会は、特定取引のうち事業年度終了相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第十一項に規定する海外金融先物市場におけ

おける事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものと
した場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとし
て合理的な方法により算出した額

二〇四 (略)

る事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした
場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合
理的な方法により算出した額

二〇四 (略)

改正案	現行
<p>（金融等デリバティブ取引） 第四条の二 法第六条第三項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、一般顧客（金融先物取引法第二条第十一項第二号に規定する一般顧客をいう。）と相対での店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）に該当する取引を除く。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 店頭金融先物取引（第一号から第三号までに該当するものを除く。）</p> <p>五～七 （略）</p> <p>八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等（以下「取引所金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）</p>	<p>（金融等デリバティブ取引） 第四条の二 法第六条第三項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第五項に規定する店頭金融先物取引（以下「店頭金融先物取引」という。）</p> <p>五～七 （略）</p> <p>八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）</p>

2 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 金融先物取引

ロ～ホ (略)

六 (略)

2～6 (略)

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 (略)

2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、有価証券における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己

2 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等(預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 金融先物取引等

ロ～ホ (略)

六 (略)

2～6 (略)

(特定取引勘定)

第十二条の四の三 (略)

2 前項の特定取引とは、長期信用銀行が金利、通貨の価格、有価証券における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己

の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一〇十五 (略)

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は取引所金融先物取引等に類似し、又は密接に関連する取引

3・4 (略)

5 特定取引勘定設置長期信用銀行は、特定取引のうち営業年度終了相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一 取引所金融先物取引等 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所又は同条第三項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二〇四 (略)

の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一〇十五 (略)

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は金融先物取引等に類似し、又は密接に関連する取引

3・4 (略)

5 特定取引勘定設置長期信用銀行は、特定取引のうち営業年度終了相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第十一項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二〇四 (略)

改正案	現行
<p>（金融等デリバティブ取引） 第十三条の二 法第十条第二項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、一般顧客（金融先物取引法第二条第十一项第二号に規定する一般顧客をいう。）と相対での店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）に該当する取引を除く。）とする。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 店頭金融先物取引（第一号から第三号までに該当するものを除く。）</p> <p>五〇七（略）</p> <p>八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等（以下「取引所金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）</p>	<p>（金融等デリバティブ取引） 第十三条の二 法第十条第二項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第五項に規定する店頭金融先物取引（以下「店頭金融先物取引」という。）</p> <p>五〇七（略）</p> <p>八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第十一项に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）</p>

2 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預当該商品に関する詳細な説明

イ 金融先物取引

ロ～ホ (略)

六 (略)

2～6 (略)

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 (略)

2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、有価証券における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

2 (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預当該商品に関する詳細な説明

イ 金融先物取引等

ロ～ホ (略)

六 (略)

2～6 (略)

(特定取引勘定)

第十三条の六の三 (略)

2 前項の特定取引とは、銀行が金利、通貨の価格、有価証券における相場その他の指標(第五項において「指標」という。)に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一〇十五 (略)

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は取引所金融先物取引等に類似し、又は密接に関連する取引

3・4 (略)

5 特定取引勘定設置銀行は、特定取引のうち営業年度終了の時に置いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならぬ。

一 取引所金融先物取引等 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所又は同条第三項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二〇四 (略)

一〇十五 (略)

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は金融先物取引等に類似し、又は密接に関連する取引

3・4 (略)

5 特定取引勘定設置銀行は、特定取引のうち営業年度終了の時に置いて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならぬ。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第十一項に規定する海外金融先物市場における営業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二〇四 (略)

○ 商品投資販売業者の業務に関する命令（平成四年大蔵省・通商産業省令第一号）

改正案	現行
<p>（商品投資契約等の成立前の書面の交付）</p> <p>第三条 法第十六条の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜三十 （略）</p> <p>三十一 元本の追加運用をすることができる商品ファンド（以下「追加型商品ファンド」という。）に追加運用するための商品投資契約の締結等又は商品投資販売契約の締結等をしようとする場合における、当該商品投資契約の締結等又は商品投資販売契約の締結等の勧誘の開始日の前前月末日の次の事項ごとの資産配分状況</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ その他（信託受益権、譲渡性預金、抵当証券、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条に規定する有価証券、同条第二十項に規定する有価証券先物取引、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引、同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等を含む。</u>）</p> <p>三十二〜三十六 （略）</p>	<p>（商品投資契約等の成立前の書面の交付）</p> <p>第三条 法第十六条の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜三十 （略）</p> <p>三十一 元本の追加運用をすることができる商品ファンド（以下「追加型商品ファンド」という。）に追加運用するための商品投資契約の締結等又は商品投資販売契約の締結等をしようとする場合における、当該商品投資契約の締結等又は商品投資販売契約の締結等の勧誘の開始日の前前月末日の次の事項ごとの資産配分状況</p> <p>イ〜ハ （略）</p> <p>ニ その他（信託受益権、譲渡性預金、抵当証券、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条に規定する有価証券、同条第二十項に規定する有価証券先物取引、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引、同条第二十三項に規定する外国市場証券先物取引及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十一項に規定する金融先物取引等を含む。</u>）</p> <p>三十二〜三十六 （略）</p>

2
4 (略)

(報告書の交付)

第五条 (略)

2 前項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載し又は記録し
なければならぬ。

一 三 (略)

四 計算期間末における次の事項ごとの資産配分状況

イ 八 (略)

ニ その他(信託受益権、譲渡性預金、抵当証券、証券取引法第

二条に規定する有価証券、同条第二十項に規定する有価証券先
物取引、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引、

同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引、同条第二

十三項に規定する外国市場証券先物取引及び金融先物取引法第

二条第二項に規定する取引所金融先物取引等を含む。)

五 八 (略)

2
4 (略)

(報告書の交付)

第五条 (略)

2 前項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載し又は記録し
なければならぬ。

一 三 (略)

四 計算期間末における次の事項ごとの資産配分状況

イ 八 (略)

ニ その他(信託受益権、譲渡性預金、抵当証券、証券取引法第

二条に規定する有価証券、同条第二十項に規定する有価証券先
物取引、同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引、

同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引、同条第二

十三項に規定する外国市場証券先物取引及び金融先物取引法第

二条第十一項に規定する金融先物取引等を含む。)

五 八 (略)

○ 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）

改正案	現行
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十一第一項、第八十五条の五並びに第八十七号第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第九十二条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇七</p> <p>八 金融先物取引法第三十四条の二十の三第二項（同法第三十四条の三十二第二項、第三十四条の三十九第二項、第三十四条の四十二第二項、第三十四条の四十八第二項、第五十二条第二項、第五十</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十一第一項、第八十五条の五並びに第八十七号第四号（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査並びに証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第九十二条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十四条第四項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>一〇七</p> <p>八 金融先物取引法第三十四条の二十の三第二項（同法第三十四条の三十二第二項、第三十四条の三十九第二項、第三十四条の四十二第二項、第三十四条の四十八第二項、第五十二条第二項、第五十</p>

五条の十第二項、第八十五条第三項、第一百十三条第二項及び第一百
三十一条第二項において準用する場合を含む。）
九〇三十三（略）
254（略）

五条の十第二項、第七十七条第三項、第九十条第二項及び第九十
条の十七第二項において準用する場合を含む。）
九〇三十三（略）
254（略）

○ 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）

改正案	現行
<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六條第二項において準用する場合を含む。）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五十二条第二項、第五十五条の十第二項、第八十五条第三項及び第九十条第二項において準用する同法第三十四条の二十の三第二項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 金融先物取引法第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第八十五条第一項及び第九十条第一項の規定</p> <p>二 （略）</p>	<p>（検査をするときに携帯すべき証券の様式）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十条第一項（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第三十六條第二項において準用する場合を含む。）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五十二条第二項、第五十五条の十第二項、第七十七条第三項及び第九十条第二項において準用する同法第三十四条の二十の三第二項並びに金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第八条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）の職員（委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。）が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 金融先物取引法第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第七十七条第一項及び第九十条第一項の規定</p> <p>二 （略）</p>

二 (略)

(犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式)

第二条 証券取引法第二百二十四条（外国証券業者に関する法律第五十三條の規定により適用する場合及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十八條において準用する場合を含む。）及び金融先物取引法第七十四條の規定により委員会の職員（証券取引法第二百二十四條第二項（外国証券業者に関する法律第五十三條の規定により適用する場合及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十八條において準用する場合を含む。）及び金融先物取引法第八十四條第二項の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。

二 (略)

(犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式)

第二条 証券取引法第二百二十四条（外国証券業者に関する法律第五十三條の規定により適用する場合及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十八條において準用する場合を含む。）及び金融先物取引法第一百十條の規定により委員会の職員（証券取引法第二百二十四條第二項（外国証券業者に関する法律第五十三條の規定により適用する場合及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十八條において準用する場合を含む。）及び金融先物取引法第二百二十條第二項の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。）が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。

改正案	現行
<p>（貯金者等に対する情報の提供）</p> <p>第八条 組合又は連合会は、法第十一条の七第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により貯金者等（法第十一条の七第一項に規定する貯金者等をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第一項に規定する金融先物取引と貯金等との組合せ</u>による受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないこと その他当該商品に関するより詳細な説明</p> <p>六 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>	<p>（貯金者等に対する情報の提供）</p> <p>第八条 組合又は連合会は、法第十一条の七第一項（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により貯金者等（法第十一条の七第一項に規定する貯金者等をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十一項に規定する金融先物取引等と貯金等との組合せ</u>による受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないこと その他当該商品に関するより詳細な説明</p> <p>六 （略）</p> <p>2～6 （略）</p>

改正案	現行
<p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第一条の三 法第十条第六項第十三号の主務省令で定めるもの（以下「金融等デリバティブ取引」という。）は、次に掲げるもの（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、一般顧客（金融先物取引法第二条第十一項第二号に規定する一般顧客をいう。）と相対での店頭金融先物取引に（金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）該当する取引を除く。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 店頭金融先物取引（第一号から第三号までに該当するものを除く。）</p> <p>五～七 （略）</p> <p>八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等（第十一条第一項第五号イにおいて「取引所金融先物</p>	<p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第一条の三 法第十条第六項第十三号の主務省令で定めるもの（以下「金融等デリバティブ取引」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第五項に規定する店頭金融先物取引（以下この条において「店頭金融先物取引」という。）</p> <p>五～七 （略）</p> <p>八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等（第十一条第一項第五号イにおいて「金融先物取引等」と</p>

取引等」という。)に該当するものを除く。

2 (略)

(貯金者等への情報の提供)

第十一条 組合は、法第十一条の三第一項の規定により貯金者等(同項に規定する貯金者等をいう。以下この条において同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと貯金等との組合せによる受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明

イ 金融先物取引

ロ・ハ (略)

六 (略)

2～6 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第三十四条 (略)

2～6 (略)

7 法第十一条の四十七第一項第七号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社(同号に規定する持株会社をいう。以下この項並

いう。)に該当するものを除く。

2 (略)

(貯金者等への情報の提供)

第十一条 組合は、法第十一条の三第一項の規定により貯金者等(同項に規定する貯金者等をいう。以下この条において同じ。)に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと貯金等との組み合わせによる受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、受入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明

イ 金融先物取引等

ロ・ハ (略)

六 (略)

2～6 (略)

(証券専門会社等の業務等)

第三十四条 (略)

2～6 (略)

7 法第十一条の四十七第一項第七号の主務省令で定めるものは、次に掲げる持株会社(同号に規定する持株会社をいう。以下この項並

びに次条第五項及び第六項において同じ。)とする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として農業協同組合連合会又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 次のイ及びロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十一条の四十七第一項第一号に掲げる会社を有しない場合に限る。第四号から第六号までにおいて同じ。)

イ 証券専門会社(法第十一条の四十七第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。第五号及び次条第五項において同じ。)
又は証券仲介専門会社(同項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。第五号及び次条第五項において同じ。)

ロ (略)

二〇六 (略)

8 (略)

びに次条第五項及び第六項において同じ。)とする。ただし、当該持株会社が次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあっては、当該業務は農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準により主として農業協同組合連合会又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならない。

一 次のイ及びロに掲げる会社を子会社とする持株会社にあつては、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに次条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務を営むもの(子会社として法第十一条の四十七第一項第一号に掲げる会社を有しない場合に限る。第四号から第六号までにおいて同じ。)

イ 証券専門会社(法第十一条の四十七第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。第五号及び次条第五項において同じ。)
又は証券仲介専門会社(法同項第三号に規定する証券仲介専門会社をいう。第五号及び次条第五項において同じ。)

ロ (略)

二〇六 (略)

8 (略)

改正案	現行
<p>（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合）</p> <p>第二条 法第三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五十六条の規定による登録を受けて行う金融先物取引業</p> <p>四 （略）</p> <p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第五条の七 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が入金時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が入金時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明</p>	<p>（業務の種類又は方法の変更の認可を要しない場合）</p> <p>第二条 法第三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる事項に係る業務の種類又は方法の変更をする場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五十六条の規定による許可を受けて行う金融先物取引業</p> <p>四 （略）</p> <p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第五条の七 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が入金時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が入金時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関するより詳細な説明</p>

イ 金融先物取引

ロ ホ (略)

六 (略)

2
5
6 (略)

イ 金融先物取引等

ロ ホ (略)

六 (略)

2
5
6 (略)

○ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）

改正案	現行
<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） 第一条の二（略） 2～5（略） 6 法第九条の八第二項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、一般顧客（金融先物取引法第二条第十一项第二号に規定する一般顧客をいう。）と相対での店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）に該当する取引を除く。）とする。 一～三（略） 四 店頭金融先物取引（第一号から第三号までに該当するものを除く。） 五～七（略） 八 オプション取引（当事者の一方の意思表示により当事者間において前七号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等に該当するものを除く。）をいう。）</p>	<p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業） 第一条の二（略） 2～5（略） 6 法第九条の八第二項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～三（略） 四 店頭金融先物取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第五項に規定する店頭金融先物取引をいう。） 五～七（略） 八 オプション取引（当事者の一方の意思表示により当事者間において前七号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（金融先物取引法第二条第十一项に規定する金融先物取引</p>

7・8 (略)

(定款の変更の認可を要しない事項)

第二条の二 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 金融先物取引法第五十六条の規定による登録を受けて行う金融先物取引業

四・五 (略)

等に該当するものを除く。)をいう。

7・8 (略)

(定款の変更の認可を要しない事項)

第二条の二 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 金融先物取引法第五十六条の規定による許可を受けて行う金融先物取引業

四・五 (略)

改正案	現行
<p>（不動産特定共同事業契約約款の内容の基準） 第八条（略）</p> <p>2 令第五条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号（法第四十六條の二に規定する場合にあつては第二号ニ、第三号、第四号ハ、ニ及びへ、第五号、第六号、第七号ロ、第八号、第九号、第十号ロ、第十一号イ、第十二号イ及びロ並びに第十五号イ、ロ、ホ、チ及びリを、対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては第十二号ロを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては第十五号及び第十六号を除く。）に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜十五（略）</p> <p>十六 第一項第八号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 次に掲げる方法によるほか、不動産特定事業契約に係る財産のうち不動産特定事業の業務に係る金銭以外の金銭を運用しない旨の定めがあるもの</p> <p>(1) (14)（略）</p> <p>(15) 外国通貨をもって表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売</p>	<p>（不動産特定共同事業契約約款の内容の基準） 第八条（略）</p> <p>2 令第五条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号（法第四十六條の二に規定する場合にあつては第二号ニ、第三号、第四号ハ、ニ及びへ、第五号、第六号、第七号ロ、第八号、第九号、第十号ロ、第十一号イ、第十二号イ及びロ並びに第十五号イ、ロ、ホ、チ及びリを、対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては第十二号ロを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあつては第十五号及び第十六号を除く。）に掲げるとおりとする。</p> <p>一〜十五（略）</p> <p>十六 第一項第八号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 次に掲げる方法によるほか、不動産特定事業契約に係る財産のうち不動産特定事業の業務に係る金銭以外の金銭を運用しない旨の定めがあるもの</p> <p>(1) (14)（略）</p> <p>(15) 外国通貨をもって表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売</p>

買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項に規定する取引所金融先物取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。（ロ）において同じ。）及び同条第三項に規定する海外金融先物市場において行われる当該金融先物取引と類似の取引を除く。）の対象となるもの取得

(16) 当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引及び同条第三項に規定する海外金融先物市場において行われる当該金融先物取引と類似の取引を除く。）を成立させることができる権利の取得

(17) 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第三項に規定する商品投資受益権の取得

ロ
(略)

買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項に規定する金融先物取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。（ロ）において同じ。）及び同条第十一項に規定する海外金融先物市場において行われる当該金融先物取引と類似の取引を除く。）の対象となるもの取得

(16) 当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する金融先物取引及び同条第十一項に規定する海外金融先物市場において行われる当該金融先物取引と類似の取引を除く。）を成立させることができる権利の取得

(17) 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第三項に規定する商品投資受益権の取得

ロ
(略)

改正案	現行
<p>（資産の運用方法の制限）</p> <p>第四十七条 法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第二項（定義）</u>に規定する取引所金融先物取引等</p> <p>十一～十三 （略）</p> <p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、一般顧客（金融先物取引法第二条第十一项第二号に規定する一般顧客をいう。）と相対での店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）に該当する取引を除く。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 店頭金融先物取引（第一号から第三号までに該当するものを除く。）</p> <p>五～七 （略）</p>	<p>（資産の運用方法の制限）</p> <p>第四十七条 法第九十七条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一～九 （略）</p> <p>十 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第十一项（定義）</u>に規定する金融先物取引等</p> <p>十一～十三 （略）</p> <p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融先物取引法第二条第五項に規定する店頭金融先物取引（以下「店頭金融先物取引」という。）</p> <p>五～七 （略）</p>

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等（以下「取引所金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）

2 (略)

(特定取引勘定)

第五十三条の六の二 (略)

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一～十五 (略)

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は取引所金融先物取引等に類似し、又は密接に関連する取引

3・4 (略)

5 特定取引勘定設置会社は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）

2 (略)

(特定取引勘定)

第五十三条の六の二 (略)

2 前項の特定取引とは、保険会社が金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引をいう。

一～十五 (略)

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は金融先物取引等に類似し、又は密接に関連する取引

3・4 (略)

5 特定取引勘定設置会社は、特定取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める

については、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならぬ。

一 取引所金融先物取引等 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所又は同条第三項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二 四 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 第一百一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

へ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1)・(2) (略)

(3) 取引所金融先物取引等

(4) 七 (略)

ト 又 (略)

額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならぬ。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所又は同条第十一項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二 四 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 第一百一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 四 (略)

五 保険会社の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ ホ (略)

へ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(1)・(2) (略)

(3) 金融先物取引等

(4) 七 (略)

ト 又 (略)

2

(略)

2

(略)

改正案	現行
<p>（有価証券関連以外のデリバティブ取引） 第二十四条 法第三十四条第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（第一号から第四号に掲げるものにあつては、一般顧客（プロでない者）と相対での店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）に該当する取引を除く。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 店頭金融先物取引（第一号から第三号までに該当するものを除く。）</p> <p>五～六 （略）</p> <p>七 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等（以下「取引所金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）</p>	<p>（有価証券関連以外のデリバティブ取引） 第二十四条 法第三十四条第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第五項に規定する店頭金融先物取引（以下「店頭金融先物取引」という。）</p> <p>五～六 （略）</p> <p>七 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第十一項に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）</p>

別表第八（第六十条第二項関係）

法廷帳簿の種類	(略)	記載事項	(略)	記載要領等	(略)
五 トレ ー デイ ン グ 商 品 勘 定 元 帳	一 (略)	二 オプション取引（選択権付債券売買、有価証券オプション取引、有価証券店頭オプション取引並びに外国市場証券先物取引、金融先物取引及び商品市場における先物取引のうちオプションに係るもの。以下この項において同じ。）に係るもの の銘柄、権利行使期限、権利行使価格、コール若しくはプットの別又はオプションの行使により成立する取引の内容、約定月	一 〇 十 (略)		

別表第八（第六十条第二項関係）

法廷帳簿の種類	(略)	記載事項	(略)	記載要領等	(略)
五 トレ ー デイ ン グ 商 品 勘 定 元 帳	一 (略)	二 オプション取引（選択権付債券売買、有価証券オプション取引、有価証券店頭オプション取引並びに外国市場証券先物取引、金融先物取引及び商品市場における先物取引のうちオプションに係るもの。以下この項において同じ。）に係るもの の銘柄、権利行使期限、権利行使価格、コール若しくはプットの別又はオプションの行使により成立する取引の内容、約定	一 〇 十 (略)		

日、受渡月日、相手方の氏名又は名称、新規、権利行使、権利放棄、転売、買戻し又は相殺の別、貸方、借方の区分、数量、対価の額又は選択権料、単価、残数量、残金額

三 先物取引（有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、外国市場証券先物取引、金融先物取引、商品市場における先物取引のうちオプション取引を除く。）及び先物取引に係るものの銘柄、限月又は受渡月日、約定月日、受渡月日、相手方の氏名又は名称、新規又は決済の別（先物取引については新規、決済又は解除の別）、買い、売りの区分、数量、約定金額

月日、受渡月日、相手方の氏名又は名称、新規、権利行使、権利放棄、転売、買戻し又は相殺の別、貸方、借方の区分、数量、対価の額又は選択権料、単価、残数量、残金額

三 先物取引（有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、外国市場証券先物取引、金融先物取引等、商品市場における先物取引のうちオプション取引を除く。）及び先物取引に係るものの銘柄、限月又は受渡月日、約定月日、受渡月日、相手方の氏名又は名称、新規又は決済の別（先物取引については新規、決済又は解除の別）、買い、売りの区分、数量、約定金額

約定単価、決済金額、残
数量、未決済約定金額、
時価金額、時価単価、み
なし損益相当額

四 (略)

五 金利先渡取引、外国通
貨に係る取引（先物外国
為替取引、為替先渡取引
、直物為替先渡取引及び
通貨の売買並びに当事者
の一方の意思表示により
当事者間においてこれら
の取引を成立させること
ができる権利を相手方が
当事者の一方に付与し、
当事者の一方がこれに対
して対価を支払うことを
約する取引（金融先物取
引を除く。）に限る。以
下この項において同じ。
）、店頭金融先物取引、
商品デリバティブ取引（
二又は三に該当するもの

、約定単価、決済金額、
残数量、未決済約定金額
、時価金額、時価単価、
みなし損益相当額

四 (略)

五 金利先渡取引、外国通
貨に係る取引（先物外国
為替取引、為替先渡取引
、直物為替先渡取引及び
通貨の売買並びに当事者
の一方の意思表示により
当事者間においてこれら
の取引を成立させること
ができる権利を相手方が
当事者の一方に付与し、
当事者の一方がこれに対
して対価を支払うことを
約する取引（金融先物取
引等及び店頭金融先物取
引を除く。）に限る。以
下この項において同じ。
）、店頭金融先物取引、
商品デリバティブ取引（

(略)	
(略)	<p>を除く。以下この項において同じ。)、スワップ取引に係るものの約定月日、相手方の氏名又は名称、新規、解約又は転売の別、決済金額、みなし損益相当額、割引率</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>二又は三に該当するものを除く。以下この項において同じ。)、スワップ取引に係るものの約定月日、相手方の氏名又は名称、新規、解約又は転売の別、決済金額、みなし</p>
(略)	

○ 投資法人の貸借対照表、損益計算書、資産運用報告書、金銭の分配に係る計算書及び附属明細書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十四号）

改正案	現行
<p>（特定取引）</p> <p>第五条の二 法第三百三十三条第一項に規定する内閣府令で定める利益又は損失とすることを相当とする額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次項第十二号に掲げる取引 金融先物取引所（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第六項</u>に規定する金融先物取引所をいう。）又は海外金融先物市場（<u>同条第三項</u>に規定する海外金融先物市場をいう。第六十五条第二項において同じ。）における営業期間の終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算定した額</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2 法第三百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 <u>取引所金融先物取引等</u>（金融先物取引法<u>第二条第二項</u>に規定する取引所金融先物取引等をいう。以下同じ。）</p>	<p>（特定取引）</p> <p>第五条の二 法第三百三十三条第一項に規定する内閣府令で定める利益又は損失とすることを相当とする額は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次項第十二号に掲げる取引 金融先物取引所（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第七項</u>に規定する金融先物取引所をいう。）又は海外金融先物市場（<u>同条第十一項</u>に規定する海外金融先物市場をいう。第六十五条第二項において同じ。）における営業期間の終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算定した額</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2 法第三百三十三条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p> <p>一～十一 （略）</p> <p>十二 <u>金融先物取引等</u>（金融先物取引法<u>第二条第十一項</u>に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）</p>

十三(十五) (略)

十六 店頭金融先物取引(金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。)

十七(十九) (略)

(資産運用報告書の記載事項)

第五十九条 資産運用報告書には、次に掲げる事項その他投資法人の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

一(九) (略)

十 令第三条第十三号に掲げる取引所金融先物取引等に係る権利につき、種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

十一(二十四) (略)

2 (略)

第六十五条 (略)

2 前項第四号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引(金融先物取引法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる取引(海外金融先物市場におけるこれらと類似の取引を含む。))に該当するものを除く。をいう。第六十六条第三項の場合においても同様とする。

十三(十五) (略)

十六 店頭金融先物取引(金融先物取引法第二条第五項に規定する店頭金融先物取引をいう。)

十七(十九) (略)

(資産運用報告書の記載事項)

第五十九条 資産運用報告書には、次に掲げる事項その他投資法人の状況に関する重要な事項を記載しなければならない。

一(九) (略)

十 令第三条第十三号に掲げる金融先物取引等に係る権利につき、種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

十一(二十四) (略)

2 (略)

第六十五条 (略)

2 前項第四号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引(金融先物取引法第四条第一号及び第二号に掲げる取引(海外金融先物市場におけるこれらと類似の取引を含む。))に該当するものを除く。をいう。第六十六条第三項の場合においても同様とする。

○ 投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）

改正案	現行
<p>第五十七条（略）</p> <p>2 前項第三号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項第一号及び第二号に掲げる取引（同条第三項に規定する海外金融先物市場におけるこれらと類似の取引を含む。）に該当するものを除く。）をいう。第六十一条第三項の場合においても同様とする。</p> <p>（運用報告書の記載事項等）</p> <p>第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>十一 令第三条第十三号に掲げる取引所金融先物取引等に係る権利につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額</p> <p>十二 二十四 （略）</p> <p>2 5 10 （略）</p>	<p>第五十七条（略）</p> <p>2 前項第三号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第四項第一号及び第二号に掲げる取引（同条第十一項に規定する海外金融先物市場におけるこれらと類似の取引を含む。）に該当するものを除く。）をいう。第六十一条第三項の場合においても同様とする。</p> <p>（運用報告書の記載事項等）</p> <p>第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>十一 令第三条第十三号に掲げる金融先物取引等に係る権利につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額</p> <p>十二 二十四 （略）</p> <p>2 5 10 （略）</p>

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

改正案	現行
<p>（特定資産の範囲）</p> <p>第四条 令第三条第十四号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるもの（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、一般顧客（金融先物取引法第二条第十一项第二号に規定する一般顧客をいう。）と相対での店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）に該当する取引を除く。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 店頭金融先物取引（第一号から第三号までに該当するものを除く。）</p> <p>五・六 （略）</p> <p>七 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等（以下「取引所金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）</p>	<p>（特定資産の範囲）</p> <p>第四条 令第三条第十四号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第五項に規定する店頭金融先物取引（以下「店頭金融先物取引」という。）</p> <p>五・六 （略）</p> <p>七 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第十一项に規定する金融先物取引等（以下「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）</p>

(令第十七条第一号口等に規定する内閣府令で定める取引等)

第二十五条 令第十七条第一号口、第十八条第一号口及び第二号口、第三十三条第一号口並びに第四十五条第一号口に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 金融先物取引

四 (略)

2 前項の取引は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一～三 (略)

四 前項第三号に掲げる取引 金融先物取引所(金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所をいう。)の開設する金融先物市場(同条第三項に規定する金融先物市場をいう。)又は海外金融先物市場(同項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。)において行うもの

五 (略)

(委託者指図型投資信託の運用の指図に係る禁止行為)

第二十七条 法第十五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 (略)

五 一の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる

(令第十七条第一号口等に規定する内閣府令で定める取引等)

第二十五条 令第十七条第一号口、第十八条第一号口及び第二号口、第三十三条第一号口並びに第四十五条第一号口に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 金融先物取引等

四 (略)

2 前項の取引は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

一～三 (略)

四 前項第三号に掲げる取引 金融先物取引所(金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所をいう。)の開設する金融先物市場(同条第八項に規定する金融先物市場をいう。)又は海外金融先物市場(同条第十一項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。)において行うもの

五 (略)

(委託者指図型投資信託の運用の指図に係る禁止行為)

第二十七条 法第十五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～四 (略)

五 一の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる

額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とする。）並びにハ及びニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続することを受託会社に指図すること。

イ 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引及び取引所金融先物取引（金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引をいう。第八十条において同じ。）のうち金融先物取引法第二条第二項第三号に掲げる取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいう。ロにおいて同じ。）及び有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、同条第五項第二号に掲げる取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買の契約が解除されるものをいう。以下同じ。）をいう。ロにおいて同じ。）の売付約定に係るものを除く。）

ロ（略）
ニ（略）

2・3（略）

4 第一項第五号に規定する有価証券先物取引等とは、次に掲げる取

額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とする。）並びにハ及びニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続することを受託会社に指図すること。

イ 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引及び取引所金融先物取引（金融先物取引法第二条第一項に規定する取引所金融先物取引をいう。第八十条において同じ。）のうち金融先物取引法第二条第四項第三号に掲げる取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいう。ロにおいて同じ。）及び有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、同条第五項第二号に掲げる取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買の契約が解除されるものをいう。以下同じ。）をいう。ロにおいて同じ。）の売付約定に係るものを除く。）

ロ（略）
ニ（略）

2・3（略）

4 第一項第五号に規定する有価証券先物取引等とは、次に掲げる取

引をいう。

一〇十 (略)

十一 取引所金融先物取引等

十二〇二十 (略)

5 第三項に規定する先物取引等評価損益とは、個別の有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、取引所金融先物取引等に係る取引対象の評価額と当該取引対象の帳簿価額との差額又は個別の有価証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金利先物取引、為替先物取引、直物為替先物取引、店頭金融先物取引、クレジットデリバティブ取引、スワップ取引若しくはオプション取引における当事者が決済日における金銭の受渡額を計算する基準として定めた価格水準、指数、利率水準、為替相場その他の指標（以下この項において「指標」という。）の当該取引に係る決済日における数値が現在における当該指標の数値と同一である場合に当該取引に係る決済日において受け渡すこととなる額をいい、第一項第五号に規定する先物取引等評価損とは、当該先物取引等評価損益のうち評価損となるものをいう。

(指定資産)

第三十三条 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、

引をいう。

一〇十 (略)

十一 金融先物取引等

十二〇二十 (略)

5 第三項に規定する先物取引等評価損益とは、個別の有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、金融先物取引等に係る取引対象の評価額と当該取引対象の帳簿価額との差額又は個別の有価証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金利先物取引、為替先物取引、直物為替先物取引、店頭金融先物取引、クレジットデリバティブ取引、スワップ取引若しくはオプション取引における当事者が決済日における金銭の受渡額を計算する基準として定めた価格水準、指数、利率水準、為替相場その他の指標（以下この項において「指標」という。）の当該取引に係る決済日における数値が現在における当該指標の数値と同一である場合に当該取引に係る決済日において受け渡すこととなる額をいい、第一項第五号に規定する先物取引等評価損とは、当該先物取引等評価損益のうち評価損となるものをいう。

(指定資産)

第三十三条 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める資産は、

次に掲げる資産とする。

一〜五 (略)

六 取引所金融先物取引等に係る権利

七 (略)

2・3 (略)

(書面の交付)

第五十六条 法第三十四条の六第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイからカまでに掲げる取引の区分に応じ当該イからカまでに定めるもの

イ〜ホ (略)

へ 通貨等（金融先物取引法第二条第八項に規定する通貨等をいう。以下この項において同じ。）の売買 売買の別

ト 取引所金融先物取引等（金融先物取引法第二条第二項第二号に掲げる取引又は海外金融先物市場において行われる同号に掲げる取引と類似の取引に限る。）又は店頭金融先物取引（同条第四項第一号に掲げる取引と類似の取引に限る。） 現実の当該金融指標の数値が約定数値（同項第二号に規定する約定数値をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となる

か又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

チ 取引所金融先物取引等（金融先物取引法第二条第三号に掲げる取引又は海外金融先物市場において行われる同号に掲

次に掲げる資産とする。

一〜五 (略)

六 金融先物取引等に係る権利

七 (略)

2・3 (略)

(書面の交付)

第五十六条 法第三十四条の六第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイからカまでに掲げる取引の区分に応じ当該イからカまでに定めるもの

イ〜ホ (略)

へ 通貨等（金融先物取引法第二条第一項及び第二項に規定する通貨等をいう。以下この項において同じ。）の売買 売買の別

ト 金融先物取引等（金融先物取引法第四条第二号に掲げる取引又は海外金融先物市場において行われる同号に掲げる取引と類似の取引に限る。）又は店頭金融先物取引（同条第五項第一号に掲げる取引と類似の取引に限る。） 現実の当該金融指標の数値が約定数値（同項第二号に規定する約定数値をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は

当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

チ 金融先物取引等（金融先物取引法第四条第三号に掲げる取引又は海外金融先物市場において行われる同号に掲げる取

げる取引と類似の取引に限る。)又は店頭金融先物取引(同条第四項第二号に掲げる取引と類似の取引に限る。) オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

リゝカ (略)

二・三 (略)

2ゝ4 (略)

(委託者非指図型投資信託の運用に係る禁止行為)

第八十条 法第四十九条の九第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一ゝ四 (略)

五 一の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額(これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価損を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とする。)並びにハ及びニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続すること。イ 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損(有価証券オプション取引等(有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引及び取引所金融先物取引のうち金融先物取引法第二条第二項第三号に掲げる取引(海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。))をい

引と類似の取引に限る。)又は店頭金融先物取引(同条第五項第二号に掲げる取引と類似の取引に限る。) オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

リゝカ (略)

二・三 (略)

2ゝ4 (略)

(委託者非指図型投資信託の運用に係る禁止行為)

第八十条 法第四十九条の九第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一ゝ四 (略)

五 一の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額(これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価損を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とする。)並びにハ及びニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続すること。イ 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損(有価証券オプション取引等(有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引及び取引所金融先物取引のうち金融先物取引法第二条第四項第三号に掲げる取引(海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。))をい

う。ロにおいて同じ。)及び有価証券店頭オプション取引等(有価証券店頭オプション取引、同条第五項第二号に掲げる取引及び選択権付債券売買をいう。ロにおいて同じ。)の売付約定に係るものを除く。)ロ 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等(オプションの行使の対象となる一又は複数の有価証券若しくは有価証券指数又はこれと類似のものをいう。)の時価とその行使価格との差額であつて当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であつて評価損となるものハ 当該投資信託財産をもつて取得し現在保有している新株引受権を表示する証券又は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるものニ 当該投資信託財産をもつて取得し現在保有しているオプションを表示する証券又は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

六 (略)

2・3 (略)

4 第一項第五号に規定する有価証券先物取引等とは、次に掲げる取引をいう。

一〜十 (略)

十一 取引所金融先物取引等

十二〜二十 (略)

5 第三項に規定する先物取引等評価損益とは、個別の有価証券先物

う。ロにおいて同じ。)及び有価証券店頭オプション取引等(有価証券店頭オプション取引、同条第五項第二号に掲げる取引及び選択権付債券売買をいう。ロにおいて同じ。)の売付約定に係るものを除く。)ロ 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等(オプションの行使の対象となる一又は複数の有価証券若しくは有価証券指数又はこれと類似のものをいう。)の時価とその行使価格との差額であつて当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であつて評価損となるものハ 当該投資信託財産をもつて取得し現在保有している新株引受権を表示する証券又は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるものニ 当該投資信託財産をもつて取得し現在保有しているオプションを表示する証券又は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

六 (略)

2・3 (略)

4 第一項第五号に規定する有価証券先物取引等とは、次に掲げる取引をいう。

一〜十 (略)

十一 金融先物取引等

十二〜二十 (略)

5 第三項に規定する先物取引等評価損益とは、個別の有価証券先

取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、取引所金融先物取引等に係る取引対象の評価額と当該取引対象の帳簿価額との差額又は個別の有価証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金利先物取引、為替先物取引、直物為替先物取引、店頭金融先物取引、クレジットデリバティブ取引、スワップ取引若しくはオプション取引における当事者が決済日における金銭の受渡額を計算する基準として定めた価格水準、指数、利率水準、為替相場その他の指標（以下この項において「指標」という。）の当該取引に係る決済日における数値が現在における当該指標の数値と同一である場合に当該取引に係る決済日において受け渡すこととなる額をいい、第一項第五号に規定する先物取引等評価損とは、当該先物取引等評価損益のうち評価損となるものをいう。

物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、金融先物取引等に係る取引対象の評価額と当該取引対象の帳簿価額との差額又は個別の有価証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金利先物取引、為替先物取引、直物為替先物取引、店頭金融先物取引、クレジットデリバティブ取引、スワップ取引若しくはオプション取引における当事者が決済日における金銭の受渡額を計算する基準として定めた価格水準、指数、利率水準、為替相場その他の指標（以下この項において「指標」という。）の当該取引に係る決済日における数値が現在における当該指標の数値と同一である場合に当該取引に係る決済日において受け渡すこととなる額をいい、第一項第五号に規定する先物取引等評価損とは、当該先物取引等評価損益のうち評価損となるものをいう。

改正案	現行
<p>(付随業務) 第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十四条第四項第十六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる取引（第一号から第四号までに掲げるものにあつては、一般顧客（金融先物取引法第二条第十一项第二号に規定する一般顧客をいう。）と相対での店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。以下同じ。）に該当する取引を除く。）とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 店頭金融先物取引（第一号から第三号までに該当するものを除く。）</p> <p>五～七 (略)</p> <p>八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融</p>	<p>(付随業務) 第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第五十四条第四項第十六号の主務省令で定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第五項に規定する店頭金融先物取引（以下この条及び第二十五条の二において「店頭金融先物取引」という。）</p> <p>五～七 (略)</p> <p>八 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（店頭金融先物取引及び金融先物取引法第二条第十一项に規定する金融先物</p>

先物取引等（第二十一条第一項及び第二十五条の二において「取引所金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。第二十五条の二において「オプション取引」という。）

4 (略)

(預金者等に対する情報の提供)
第二十一条 農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 金融先物取引

ロ～ホ (略)

六 (略)

2～6 (略)

(特定取引勘定)

第二十五条の二 (略)

2 前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、有価証

取引等（第二十一条第一項及び第二十五条の二において「金融先物取引等」という。）に該当するものを除く。第二十五条の二において「オプション取引」という。）

4 (略)

(預金者等に対する情報の提供)
第二十一条 農林中央金庫は、法第五十七条第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下この条において同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～四 (略)

五 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないことその他当該商品に関する詳細な説明

イ 金融先物取引等

ロ～ホ (略)

六 (略)

2～6 (略)

(特定取引勘定)

第二十五条の二 (略)

2 前項の特定取引とは、農林中央金庫が金利、通貨の価格、有価証

券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとするにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う取引所金融先物取引等及び次に掲げる取引とする。

一〇十五（略）

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は取引所金融先物取引等に類似し、又は密接に関連する取引

3・4（略）

5 農林中央金庫は、特定取引勘定を設けた場合には、特定取引のうち事業年度終了の時にあって決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一 取引所金融先物取引等 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所若しくは同条第三項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二〇四（略）

券市場における相場その他の指標（第五項において「指標」という。）に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的又は当該利益を得ようとするにより生じ得る損失を減少させる目的で自己の計算において行う金融先物取引等及び次に掲げる取引とする。

一〇十五（略）

十六 前各号に掲げる取引のほか、当該取引又は金融先物取引等に類似し、又は密接に関連する取引

3・4（略）

5 農林中央金庫は、特定取引勘定を設けた場合には、特定取引のうち事業年度終了の時にあって決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める額とする等、その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。

一 金融先物取引等 金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所若しくは同条第十一項に規定する海外金融先物市場における事業年度終了の日の最終価格により取引を決済したものとした場合に授受される差金に基づく額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した額

二〇四（略）

○ 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第四号）

改 正 案	現 行				
<p style="text-align: center;">別表第8（第8条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(4)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 先物取引 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第二項第一号及び第二号に規定する金融先物取引又はこれらに類する取引をいう。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">別表第8（第8条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>次の(1)から(4)までに掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(4)までに定めるところによる。</p> <p>(1) 先物取引 有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引若しくは金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）<u>第二条第四項第一号及び第二号に規定する金融先物取引又はこれらに類する取引をいう。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

○ 金融庁組織規則（平成十年総理府令第八十一号）

改正案

現行

<p>（証券取引検査官室等及び総括調整官等） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 証券取引検査官室は、証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）に基づく検査（証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法第百四十五条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十三条第四項の規定により委任されたものに限る。以下この条において「証券取引検査」という。）の実施に関する事務をつかさどる。</p> <p>4～19（略）</p>	<p>（証券取引検査官室等及び総括調整官等） 第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 証券取引検査官室は、証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）に基づく検査（証券取引法第九十四条の六第二項、外国証券業者に関する法律第四十二条第二項、金融先物取引法第九十二条第二項及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第十三条第四項の規定により委任されたものに限る。以下この条において「証券取引検査」という。）の実施に関する事務をつかさどる。</p> <p>4～19（略）</p>
--	---